

平成 30 年 度

(平成 29 年度実績)

# 清 掃 事 業 概 要

～ 循環型都市八王子を目指して ～



リサイクルマスコット 「クルリ」

八 王 子 市



# 目次

## 第1章 総説

- 1 八王子市の概要..... 1
- 2 清掃事業の沿革..... 2

## 第2章 組織

- 1 機構及び業務内容..... 19
- 2 清掃関連職員配置表..... 22

## 第3章 経理

- 1 平成29年度決算構成比率表..... 23
- 2 清掃関係費..... 24
- 3 処理費の状況..... 26

## 第4章 ごみ・資源物量

- 1 収集の状況とリサイクル率..... 29
- 2 各種データ..... 34
- 3 ごみ処理基本計画進捗状況..... 38
- 4 ごみ有料化後の状況..... 41

## 第5章 事業紹介

- 1 収集制度..... 43
- 2 資源集団回収事業..... 46
- 3 生ごみ処理機器等購入費の補助..... 47
- 4 事業者へのごみの減量・適正排出指導..... 47
- 5 ふれあい収集..... 48
- 6 紙面・メディアを利用した啓発..... 48
- 7 ごみゼロ社会推進協議会の運営..... 50
- 8 八王子市廃棄物減量・再利用推進員（リサイクル推進員）制度..... 50
- 9 出前講座..... 50
- 10 施設見学・職場体験..... 50
- 11 戸吹クリーンフェスタの開催..... 50
- 12 イベント参加..... 50
- 13 八王子市エコショップ認定制度..... 51
- 14 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度..... 51
- 15 マイバッグ持参運動の推進..... 51

16 廃食用油資源化事業.....	51
17 北野余熱利用センター「あったかホール」の運営.....	51
18 分別回収・資源化事業.....	52

## 第6章 施設・車両

1 ごみ収集・処理施設.....	55
2 ごみ収集車両等保有状況.....	71

## 第7章 産業廃棄物業務の状況

1 中核市移行に伴う廃棄物事務の権限移譲.....	75
2 東京都から移譲された主な業務.....	75
3 産業廃棄物対策.....	77

## 第8章 し尿等処理事業

1 し尿処理の状況.....	79
2 浄化槽清掃実施状況（50人槽以下）.....	81
3 し尿処理施設.....	82
4 し尿収集車両等保有状況.....	83
5 浄化槽清掃業許可業者一覧.....	84

## その他資料

1 指定収集袋の実績.....	85
2 ごみ組成時系列データ.....	87
3 可燃・不燃ごみ収集の直営・委託業者別内訳.....	90
4 不法投棄処理実績.....	90
5 家電リサイクル法対象品不法投棄処理実績.....	90
6 動物死体処理実績.....	90
7 一般廃棄物許可業者一覧.....	91
8 産業廃棄物許可業者一覧.....	95

## 平成30年度一般廃棄物処理計画（告示）

八王子市告示第120号.....	99
------------------	----

## 第1章 総説

### 1 八王子市の概要

八王子市は、東京都心から西へ約40キロメートル、新宿から電車で約40分の距離に位置している。地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔200メートルから800メートルほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いている。

本市は、大正6年の市制施行から、平成29年で100年を迎えた。また、平成27年4月からは、東京都初の中核市となり、人口58万人の多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けている。



- (1) 位置 都心から西へ40キロメートル
- (2) 面積 186.38平方キロメートル
- (3) 人口 住民基本台帳563,538人うち外国人住民11,954人（平成29年10月1日現在）
- (4) アクセス 新宿から電車で約40分

## 2 清掃事業の沿革

### (1) ごみ処理事業

#### ア 戦前のごみ処理事業（～昭和19年）

大正5年頃から塵芥収集業者が希望家庭を対象に実施していたごみ収集を大正10年4月に市直営業務とし、ごみ処理事業に着手した。当時は全量を埋立又は飼料として終末処理をしていたが、大正12年1月に焼却炉2基4t/日を建設し、焼却処理に着手、本格的なごみ処理事業への第一歩を踏み出した。

#### イ 大量生産・大量消費・大量処分の時代へ（昭和20年～平成4年）

戦後のごみ処理事業は、昭和20年8月の戦災の後片付けから始まり、昭和24年には、オート三輪車2台を購入する等、機材の整備と人員の増強を順次行い、復興著しい市域の環境衛生向上に努めた。

その後、隣接町村の合併による人口の増加と市域の拡大、経済発展による市民生活の向上等により、ごみ排出量が増大すると共に多様化してきた。

これに対処するため、昭和39年4月から月1回の不燃ごみ収集(ステーション方式)を実施した。また、昭和41年11月には、機械炉の運転開始によりそれまで月1～2回のごみ箱収集と週2回の厨芥収集だった収集形態を、一部市域でダストボックス・ポリ容器による塵芥・厨芥の混合収集とし、昭和49年4月には、全市域混合収集に切替えを完了した。この間昭和47年1月には不燃ごみ収集業務の一部を業者委託(昭和51年4月から全面委託)とし、月2回収集、粗大ごみの申告による収集等を実施した。

一方、処理施設については、昭和29年に既設焼却炉を改築(24t/日)したのをはじめ、ごみ処理施設の整備改善をめざし焼却炉の増築、新設を行ってきたが、昭和46年には、増加しつづけるごみと広大な市域における効率的な処理を行うため、市域の西北部及び西南部に清掃工場を新設し、既設焼却場とあわせ市域を三分割して処理することを計画し、昭和47～48年度には西北部(戸吹町)に焼却炉(240t/日)を建設した。引き続き昭和49年度において市域西南部の館町地内の用地55,911㎡を買収し、昭和53年度から3ヵ年事業で清掃工場(300t/日)を新設した。

その後、安定したごみ処理体制を確立するため、北野清掃事業所構内に平成4年度から北野清掃工場(100t/日)の建設を進め、平成6年10月に稼働を開始した。同年度には戸吹町清掃工場の老朽化による実処理能力の低下が著しいため、その改築事業(焼却炉300t/日・灰溶融炉36t/日)に着手し、平成10年4月から稼働を開始した。

また、この間不燃・粗大ごみの効率的な埋立を行うべく、粗大ごみ処理設備(75t/5h)を昭和47年度に新設した。その後、昭和57年4月から新しい最終処分場が埋立を開始したため、昭和57年廃止した。

最終処分場については昭和52年7月石川町に(埋立容量約100,000m<sup>3</sup>)開設し、昭和55年5月

で埋立を完了したが、引き続き戸吹最終処分場に昭和57年3月まで埋立を行った。

また、昭和54年には、戸吹町に新処分場の建設を計画し、昭和55年度から2ヵ年継続事業で、939,300 m<sup>3</sup>の埋立が可能な処分場を新設し、昭和57年4月から埋立を開始した。

しかし、ごみ量の増加とごみ質の変化が著しく、当初予定した埋立期間15年が大幅に短縮する見込みとなったため、平成2年度から2ヵ年事業で粗大ごみ処理施設・戸吹破碎処理センター（180 t/日）を新設した。

なお、最終処分場は、当初予定を2年短縮して平成7年2月に埋立を完了したことに伴い、翌3月から東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合谷戸沢処分場に搬入を開始し、平成10年4月からは同組合二ツ塚処分場に搬入している。

平成3年6月には、人口増加が著しい多摩ニュータウン地域のごみ収集効率の向上を図るため、館清掃事業所多摩ニュータウン分室を開設した。

また、多摩ニュータウン区域のごみ処理を市域を超えて効率的に行うため、平成5年4月1日、町田市、多摩市と本市の3市で「多摩ニュータウン環境組合」を設立し、当地域とその周辺部のごみは、当組合の清掃工場で処理することとなった。

### ウ 3R への転換（平成5年～平成16年）

21世紀を目指した廃棄物対策を確立するため、「八王子市清掃条例」を全部改正し、資源が循環して利用されるまち（リサイクル型都市）づくりを積極的に推進していくため「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を制定した。この条例を平成5年10月から施行するとともに、平成6年4月より可燃ごみの週3回収集を週2回に変更し、新たに古紙だけを週1回収集する古紙分別収集事業を開始した。さらに、同年12月にびん分別収集の対象地域を全市に拡大し、缶分別収集についても平成10年6月から全市に拡大した。古布収集は平成10年度から回収を開始した。

平成7年6月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が公布され、市民・事業者・行政がごみの資源化に関してそれぞれ役割を担うことが明確になった。この法律に対応するため、ペットボトルについて平成8年度から一部地域で回収を行っていたが、平成10年10月から拠点回収方式により全市を対象に回収を開始した。プラスチック製容器包装などについては、平成12年10月から一部地域でモデル事業として分別収集を開始した。平成7年7月には、増加する不法投棄対策として、事業者が排出したごみの処分経路を把握し、適正な最終処分までの責任を負う、一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度を導入した。

平成9年10月には、北野清掃工場の隣接地に、ごみ焼却時の余熱を温水プールなどに利用する余熱利用施設「あったかホール」をごみ減量・リサイクルの啓発施設として開設した。同様な施設として平成13年1月、戸吹清掃工場隣接地に入浴施設「戸吹湯ったり館」を開設した。

平成13年4月、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されたことに伴い家電4品目については、民間業者によって処理する新たなルールが確立された。

また、同月より長年の懸案であった可燃ごみ収集車の2人乗車を本格的に導入した。

同年7月には、組織改正により環境部と清掃部が統合し、新生「環境部」がスタートした。これに伴い一部名称変更を行った。

平成14年3月には、多摩ニュータウン環境組合の二期施設工事が完了し、4月から粗大ごみ処理施設が稼働した。リサイクルセンターも同時にオープンし、NPO法人による運営が行われている。

平成14年10月には、八王子駅北口周辺地区で早朝収集を開始し、八王子の顔である北口駅前美化の推進を図った。

### エ ごみ処理の有料化・戸別収集へ（平成16年～平成22年）

これまでのリサイクルの取組は一定の成果を挙げたものの、その一方で最終処分場の用地確保における問題が深刻となっていた。本市では平成10年から二ツ塚処分場に焼却灰と不燃残渣を搬入していたが、その後の新たな最終処分場の目処は立っておらず、ごみの減量と資源化が多摩地域全体の喫緊の課題であった。

このような状況の中、最終処分場延命のため、本市は平成16年10月よりごみの指定収集袋制度（有料化）、ごみの戸別収集及び資源物回収の拡充を同時に開始する。可燃・不燃ごみについては、有料の指定収集袋を用い、戸別収集することで、資源化への意識を高めると共に、排出者責任を明確にした。また、新たな資源化品目としてプラスチックを設定し、一部の容器包装プラスチックの収集を開始した。さらに一部資源物の収集頻度を増やすことで、資源物を排出しやすい環境を整えた（表1-1参照）。

平成15年度と制度改正後の平成17年度を比較すると、可燃ごみが29.6%減、不燃ごみが21.4%減となっており、合計で28.1%のごみ減量に成功した。また、平成18年7月から東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設が本格稼働し、埋め立てられていた焼却灰のエコセメント化が開始され、最終処分場の大幅な延命化につながった。

ごみの有料化の成果を受け、平成19年3月には、循環型都市の実現に向けたごみ処理基本計画が策定された。この計画では、さらなる資源化拡充施策として、全ての容器包装プラスチックの資源化や、ごみの減量化に伴い、市内3清掃工場体制から市内2工場体制への移行が謳われた。

### オ 資源物の戸別収集（平成22年～平成26年）

平成19年3月に策定されたごみ処理基本計画に基づき、容器包装プラスチックとペットボトルの中間処理のため、プラスチック資源化センターが建設され、平成22年10月から稼働を開始した。

これと同時にプラスチックの対象を全ての容器包装プラスチックへ拡大するとともに、回収頻度を増加させた（表1-1参照）。このことにより不燃ごみの大幅な減量が見込まれ、不燃ごみの収集頻度を週1回から2週に1回へと変更した。

また前述したとおり、焼却灰のエコセメント化により、可燃ごみは全量リサイクルできる基盤が



整ったので、これまで不燃ごみとして扱っていた容器包装以外のプラスチック、革・ゴム製品を可燃ごみへと変更した。

これらの制度改正の結果、ごみのさらなる減量が見込まれることにより、稼働開始から30年近く経過し老朽化した館清掃工場を平成22年9月に停止し、市内2工場体制へと移行した。

大きな制度改正により、平成16年度に16,275 tであった埋立処分量は、平成23年度には449 tまで減少させることができた。この結果を受け、平成25年3月新たに策定したごみ処理基本計画では、さらなる高い目標である「埋立処分量ゼロ」を目標に掲げることとした。

この目標を達成するため、戸吹不燃物処理センターの処理工程や規模の見直しを行った。これまでの破碎・機械選別を行う施設から、手選別主体の施設へと更新工事を行い、平成27年2月に竣工した。

#### カ 埋立処分量ゼロへ（平成27年～）

平成27年4月より、きめ細かな選別が可能となった戸吹不燃物処理センターが本格的に稼働を開始した。この結果、平成27年度の埋立処分量を86 tまで減少させることができた。

表 1-1：ごみと資源物の収集方法等の変更

区 分		有 料 化 前		有 料 化 後	
		平成 16 年 9 月 まで		平成 16 年 10 月	平成 22 年 10 月
家 庭 系 ご み	可燃ごみ		集積所収集（週2回）	戸別収集（週2回） 集合住宅は集積所収集	→
		プラマークがない プラスチック製品	不燃ごみとして収集	→	可燃ごみとして収集
		革・ゴム製品	不燃ごみとして収集	→	可燃ごみとして収集
	不燃ごみ	集積所収集（週1回）	戸別収集（週1回） 集合住宅は集積所収集	戸別収集（2週に1回） 集合住宅は集積所収集	
	有害ごみ	集積所収集（週1回）	戸別収集（週1回） 集合住宅は集積所収集	戸別収集（2週に1回） 集合住宅は集積所収集	
	粗大ごみ	随 時 （事前に市へ収集を依頼）	→	→	
資 源	新聞	集積所回収（月1回）	集積所回収（月2回）	戸別回収（月2回） 集合住宅は集積所回収	
	ダンボール	集積所回収（月1回）	集積所回収（月2回）	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
	雑誌・雑紙	集積所回収（月1回）	集積所回収 （2週に1回）	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
	紙パック	拠点回収	集積所回収 （2週に1回） 拠点回収	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収 拠点回収	
	空きびん	集積所回収（週1回）	→	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
	空き缶	集積所回収（週1回）	→	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
	古着・古布	集積所回収（年6回）	集積所回収（月1回）	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収	
物	容器包装 プラスチック	ボトル容器 発泡スチロール製容器 発泡スチロール製緩衝材	不燃ごみとして収集	集積所回収 （2週に1回）	戸別回収（週1回） 集合住宅は集積所回収
		上記を除く プラマークがついたもの	不燃ごみとして収集	→	
	ペットボトル	拠点回収	集積所回収 （2週に1回） 拠点回収	戸別回収（2週に1回） 集合住宅は集積所回収 拠点回収	
	はがき類	拠点回収	→	→	

※紙パックの拠点回収は平成 24 年 3 月で終了している。

※容器包装プラスチックは平成 24 年 4 月より「プラスチック」から名称変更している。

※ペットボトル（7月～9月）については平成 17 年 7 月から夏季毎週回収を実施している。

※ペットボトルの拠点回収は平成 25 年 9 月で終了している。

## (2) し尿処理事業

昭和 29 年清掃法の施行に伴って市の監督の下、農業協同組合に委託し、し尿収集業務を開始した。当時は主として農地還元による終末処理を行っていたが、その後の農家需要の減少、排出量の増加、加えて埋立処分地の確保難に対処するため昭和 33 年度に消化処理方式による施設（54 kl/日）を建設した。その後も施設拡充に努め、昭和 36 年に化学処理施設（144 kl/日）を建設した。これにより昭和 37 年以降は全量施設処理が可能となった。

昭和 44 年に、消化処理施設（270 kl/日）を建設し、昭和 47 年には処理の高度化をめざし化学処理施設を酸化処理方式に改造した。

し尿収集業務について、昭和 33 年に農業協同組合に委託していたものを許可業者制に移行し、昭和 40 年 4 月には許可業者を一体化し新清公社を設立した。昭和 45 年には手数料の無料化、翌 46 年には新清公社を市に吸収し収集業務を直営化とし、車両整備等を行い、し尿収集体制の確立を図る一方、収集されたし尿に混入されている夾雑物を処理する前処理設備を昭和 52 年 3 月に設置し、処理施設全体の能率向上と処理体制の確立を図った。

昭和 50 年代の人口増加に伴って、市域周辺部における大規模住宅団地の造成、公営住宅の建設による地域し尿処理施設の設置と単独浄化槽の普及による余剰汚泥の排出量の増加対策として、旧第一処理場（54 kl/日）を廃止し、跡地に昭和 55 年から 3 ヶ年事業で新第一処理場（230 kl/日）を建設し、昭和 57 年 9 月から運転を開始した。

更に、北野清掃事業所内の環境保全対策の一環として、昭和 63 年から 2 ヶ年事業としてし尿処理施設の公害防止等改良工事及び構内緑化事業を行った。

平成に入り公共下水道整備が急速に進むなかで、平成 12 年度にはし尿等の減少と第三処理場（昭和 44 年建設）の老朽化のため、第三処理場を廃止し、第一処理場への処理統合を図る整備工事を 2 ヶ年事業で行った。

平成 12 年 4 月から檜原清掃事業所北野分室の増改築工事を行い、平成 13 年 3 月に檜原清掃事業所を新装された同分室に移転し、同年 4 月、北野衛生事業所と名称変更し、同年 7 月北野清掃事業所を北野衛生処理センターと名称変更した。

平成 14 年 4 月からし尿収集車の乗車体制について 2 名乗車に戻しごみ収集車と同じ体制とした。

平成 15 年 6 月ディスポーザー排水処理システムの普及が始まったのを受けて、取り扱う一般廃棄物の種類の見直しを行い、ディスポーザー排水処理汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥の受入を開始した。

平成 16 年 4 月には、し尿脱水汚泥の処分方法の変更を行い、委託・有機肥料化処理から隣接する北野下水処理場での焼却処理とし、焼却灰はセメント原料として再生することとなった。

平成19年4月には、保健所政令市移行により東京都から浄化槽管理者・浄化槽保守点検業者の指導業務を引継いだ。

平成22年1月から仮設トイレの直営収集を廃止し、全面許可業者の収集に移行した。

平成22年には公共下水道整備による下水道接続が進み、搬入されるし尿・汚泥が減少してきたことから、処理方式の効率化を目的とした、北野衛生処理センター縮小化工事の実施設計を行なった。

平成23年6月から平成24年3月にかけて、生物処理+高度処理方式（河川放流）から固液分離方式（下水道放流）への改造（縮小化）工事（処理能力230kl/日→45kl/日）を実施した。

平成23年8月から下水道整備地区及び浄化槽整備地区で下水または市設置型浄化槽に切替えが済んでいない世帯に対して、下水道料金を負担している方との均衡を考慮し、し尿収集手数料・浄化槽汚泥処理手数料等を改正した。

平成25年10月から、事業系のし尿収集を許可業者に移行し、市で収集を行うのは一般家庭のみとした。

## (3) 年表

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
明治 33 年度			汚物掃除法施行
大正 5 年度	塵芥収集業者による、希望家庭の収集開始		
大正 10 年度	収集業務を直営とし、埋立処理及び飼料とする（4月）		
大正 12 年度	第一焼却場建設 2 基 4 t/日		
昭和 29 年度	第一焼却場を改築 3 基 24 t/日となる		「汚物掃除法」を廃止し「清掃法」が制定される（4月）
昭和 33 年度	第一焼却場を増設 能力 4 基 33.8 t/日となる	農業協同組合に委託していたし尿汲取り業務を許可制にした し尿第一処理場を建設 54 kl/日（12月）	
昭和 34 年度			機構改革「産業民生部衛生課」となる（12月）
昭和 36 年度		し尿第二処理場を建設 144 kl/日（10月） し尿の埋立処理解消される	
昭和 37 年度	第二焼却場を建設 2 基 38 t/日（8月） 手車収集がなくなる（1月）		
昭和 39 年度	不燃ごみ収集を始める（4月）		
昭和 40 年度		許可業者を一本化し新清公社を設立（4月）	機構改革「衛生部」となる
昭和 41 年度	ダストボックスによる塵芥厨芥の混合収集を開始（11月）		
昭和 42 年度	第三焼却場を建設（5月） 90 t/日×2 基 ポリ容器収集開始（9月）	し尿第三処理場を建設 270 kl/日（3月）	
昭和 45 年度	第一焼却場を廃止	一般家庭のし尿汲取りを無料とする（4月）	「清掃法」を廃止し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定（12月）

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
昭和46年度	第二焼却場にマルチサイクロン設置(3月)	し尿収集業務を直営とし新清公社の業務を継承担当課として衛生第三課を新設(4月)	同法律施行(9月) 機構改革「清掃部」となる(11月)
昭和47年度	粗大ごみ破砕処理設備建設75t/5h(3月)	し尿汲取り全市域実施(自家処理家庭の解消)(4月) し尿第二処理場を酸化処理方式に改良(昭和46~47年度)(6月)	八王子市清掃条例(昭和29年)全部改正(4月)
昭和48年度	ダストボックス収集を廃止 コンテナボックス収集を開始 戸吹清掃工場竣工(3月) 120t/日×2基	し尿処理施設脱臭装置を設置(3月)	
昭和49年度	ごみ収集全市域混合収集となる(6月) 松枝ごみ中継地取得(10月) 館清掃工場用地取得(12月)	家庭雑排水吸込槽の清掃を開始(条例改正)(4月)	戸吹清掃事業所新設(4月) し尿浄化槽清掃手数料改正(4月)
昭和50年度	戸吹最終処分場埋立開始(6月) 館清掃工場用地測量	合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集運搬経費軽減措置(4月)	し尿浄化槽清掃手数料改正(8月) 多摩ニュータウン入居開始(3月)
昭和51年度	不燃ごみ収集全面委託(4月) ニュータウン地区可燃ごみ収集業務委託(4月)	し尿浄化槽清掃汚泥処分有料化(事業所等)(4月) し尿前処理設備を設置72kl/h(3月)	一般廃棄物処理手数料改正(4月) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(3月)
昭和52年度	ニュータウン地区可燃ごみ収集処分の業務直営(5月) 石川ごみ最終処分場埋立開始(7月)	家庭雑排水の前処理設備新設(1月)	一般廃棄物処理施設構造指針作成(国)(6月) し尿浄化槽清掃手数料改正(7月) 北野清掃事業所等管理施設新設(3月)昭和53年5月17日移転
昭和53年度	館清掃工場着工(10月)	檜原清掃事業所拡張用地取得(1月)	し尿浄化槽清掃手数料改正(4月)
昭和54年度	戸吹最終処分場拡張用地取得(9月) (新)戸吹最終処分場用地取得(2月)		

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
昭和 55 年度	石川ごみ最終処分場埋立完了 (5月) ごみ減量モデル地区指定 (6月) (新)戸吹最終処分場造成工事 着工(9月) 館清掃工場竣工(3月) 150 t/日×2基	し尿第一処理場廃止(7月)  (新)第一処理場着工 (7月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (4月) 東京都三多摩地域廃棄物広 域処分組合設立(11月) 同組合加盟(11月)
昭和 56 年度	第二、第三焼却場を廃止(6月) (新)戸吹最終処分場浸出水処 理施設建設工事着工(6月) 粗大ごみ破碎処理設備廃止 (3月) 戸吹最終処分場埋立完了 (3月) (新)戸吹最終処分場竣工 (3月) (新)戸吹最終処分場浸出水処 理施設竣工(3月)	北野排水樋管改築(3月)	館清掃事業所新設(4月)
昭和 57 年度		し尿第二処理場廃止(7月) (新)第一処理場竣工 230 kl/日(8月) し尿第三処理場に脱臭設備 を新設(3月)	一般廃棄物処理手数料改正 (4月) し尿浄化槽清掃手数料改正 (4月) 戸吹最終処分場新設(4月)
昭和 59 年度	乾電池等の分別収集を実施 (6月)	檜原清掃事業所北野分室開 設(3月)	し尿浄化槽清掃手数料改正 (4月)
昭和 60 年度	生ごみ堆肥化容器購入費補助 事業開始(4月) 可燃ごみ全市週3回収集の実 施(5月)		一般廃棄物処理手数料改正 (4月) 廃棄物処理法改正・浄化槽法 全面施行(10月) 八王子市清掃条例改正 (10月)
昭和 61 年度	資源集団回収補助事業開始 (4月) 不燃ごみ週1回収集の実施 (2月)		浄化槽清掃手数料改正(4月) 合併処理浄化槽設置補助事 業開始(10月)
昭和 63 年度			浄化槽清掃手数料改正(4月)

第1章 総説

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成2年度	空きびん回収モデル事業開始 (11月)		浄化槽清掃手数料改正(4月)
平成3年度	館清掃事業所多摩ニュータウン分室開設(6月) 戸吹破砕処理センター竣工 90t/5h×2系列(3月)		
平成4年度	紙パック拠点回収開始(9月) 北野清掃工場着工(10月)		浄化槽清掃手数料改正(4月)
平成5年度	多摩ニュータウン環境組合設立(4月)		一般廃棄物処理手数料改正 (7月) 八王子市清掃条例(昭和49年)を全部改正。新たに「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行(10月)
平成6年度	可燃ごみを週2回収集に変更 (4月) 古紙(新聞、ダンボール、雑誌類)分別回収開始(4月) 北野清掃工場竣工(9月) (新)戸吹清掃工場着工(9月) 100t/日×3基 空きびん分別回収事業全市域実施(12月) 戸吹最終処分場埋立完了 (2月) 谷戸沢処分場搬入開始(3月)	汚泥の資源再利用化を図る 貯留搬出設備を新設	浄化槽清掃手数料改正(4月)
平成7年度	一般廃棄物管理票制度開始 (7月)		容器包装リサイクル法公布 (6月)
平成8年度	ペットボトル一部地域で分別回収開始(6月)		リサイクル公社設立(2月)
平成9年度	空き缶一部地域で分別回収開始(9月) 新戸吹工場竣工(3月)		北野余熱利用センター開設 (10月)



年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成10年度	<p>谷戸沢処分場搬入終了（4月）</p> <p>ニツ塚処分場搬入開始（4月）</p> <p>空き缶全市域で分別回収開始（6月）</p> <p>古着・古布分別回収開始（10月）</p> <p>ペットボトル全市域で拠点回収開始（10月）</p>	<p>浄化槽汚泥の直営収集を廃止し、全面許可業者の収集に移行</p>	
平成11年度	<p>館清掃工場排ガス処理設備の改造</p>		
平成12年度	<p>はがき類拠点回収事業開始（9月）</p> <p>プラスチック類回収モデル事業開始（10月）</p>	<p>し尿第一処理場改良工事着手（～13年度）</p> <p>檜原清掃事業所、北野町へ移転（檜原清掃事業所は閉鎖）（3月）</p>	<p>容器包装リサイクル法の完全実施（4月）</p> <p>循環型社会形成推進基本法の公布（6月）</p> <p>戸吹湯ったり館開設（1月）</p>
平成13年度	<p>可燃ごみ収集の2人乗車実施（4月）</p> <p>白色発泡スチロールトレイ拠点回収事業開始（9月）</p> <p>集合住宅生ごみ資源化モデル事業開始（2月）</p> <p>多摩ニュータウン環境組合二期施設工事完了（3月）</p>	<p>移転に伴う名称変更（4月）</p> <p>檜原清掃事業所 →北野衛生事業所</p> <p>し尿第一処理場改良工事完了（3月）</p> <p>し尿第三処理場廃止（3月）</p>	<p>特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行（4月）</p> <p>組織改正「環境部」となる（7月）</p> <p>組織改正に伴う名称変更 管理課→清掃事業管理課 戸吹破碎処理センター →戸吹不燃物処理センター 北野清掃事業所 →北野衛生処理センター リサイクル推進課 →ごみ減量対策課</p>
平成14年度	<p>黒ビニール袋不使用の徹底（4月）</p> <p>八王子駅北口周辺地域での早朝収集開始（10月）</p>	<p>し尿収集の2人乗車実施（4月）</p>	<p>事業系持込ごみ処理手数料改正</p> <p>15円/kg→25円/kg（4月）</p> <p>建設リサイクル法施行（5月）</p>

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成15年度	<p>集合住宅生ごみ資源化モデル事業終了(3月)</p> <p>プラスチック類回収モデル事業終了(3月)</p>	<p>ビルピット、デスポーザー汚泥受入開始(6月)</p> <p>生活排水処理基本計画策定(12月)</p>	<p>組織改正に伴う課の合併及び名称変更(8月)</p> <p>清掃事業管理課・ごみ減量対策課→ごみ減量対策課</p> <p>館清掃事業所多摩ニュータウン分室→南大沢清掃事業所</p> <p>パソコンリサイクル実施(10月)</p> <p>八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例改正(3月)</p> <p>合併処理浄化槽設置補助事業終了(3月)</p>
平成16年度	<p>ごみの有料化説明会実施</p> <p>ごみの有料化・戸別収集・資源物回収の拡充実施(10月)</p> <p>少量排出事業系ごみ収集実施(10月)</p>	<p>し尿脱水汚泥の処分を委託・肥料から市施設・焼却・セメント原料に変更(4月)</p>	
平成17年度	<p>ペットボトル夏季毎週回収開始(7月)</p> <p>エコショップ認定制度開始(12月)</p> <p>事業系ごみ組成分析実施(1、2月)</p>		<p>リサイクル公社解散(3月)</p>
平成18年度	<p>事業系古紙回収モデル事業開始(6月)</p> <p>ふれあい収集の開始(7月)</p> <p>集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度開始(7月)</p>		<p>北野余熱利用センター指定管理者の導入(4月)</p> <p>東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設本格稼働(7月)</p> <p>ごみゼロ社会推進協議会発足(12月)</p> <p>ごみ処理基本計画の策定(3月)</p>

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 19 年度	<p>粗大ごみ収集ポイント・シール制に移行（10月）</p> <p>全戸訪問（マイバッグ配付）によるごみ減量・資源化啓発の開始（11月）</p> <p>戸吹・館清掃工場及び南大沢清掃事業所に事業系古紙持ち込み場所設置（2月）</p>		<p>事業系古紙集団回収モデル事業開始（4月）</p> <p>容器包装リサイクル法の一部改正法の施行（4月）</p> <p>保健所政令市移行に伴い、東京都から自動車リサイクル法の許可・登録業務及び浄化槽指導業務を引継ぐ（4月）</p> <p>廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会発足（5月）</p> <p>東京工科大学との協働による剪定枝のバイオガス化等実証研究事業開始（7月）</p> <p>粗大ごみ受付センター設置（10月）</p> <p>廃食用油によるバイオディーゼル燃料（BDF）の製造及びごみ収集車の試行運転開始（3月）</p>
平成 20 年度	<p>事業者向けのごみ減量パンフレットを作成し、市内業者に送付（4月）</p> <p>北野衛生事業所や市民部事務所の一部等に、事業系古紙持ち込み場所を設置（4月）</p> <p>旧戸吹清掃工場解体工事着工（6月）</p> <p>マイバッグ利用促進月間、マイバッグの日の制定（10月）</p> <p>市民公募のデザインで、八王子織物を使ったオリジナルマイバッグを作成（3月）</p> <p>スーパーアルプス宇津木台店でのレジ袋有料化実証実験の開始（1月）</p>		<p>組織改正により環境部内に「水循環室」を設置（4月）</p> <p>下水道部・北野衛生事業所・北野衛生処理センター・水道部→水循環室</p> <p>環境部に施設整備担当主幹を配置（4月）</p> <p>みなみ野君田小学校に業務用生ごみ処理機を設置し、食の循環モデル事業を開始（10月）</p> <p>廃プラスチック中間処理施設整備計画を策定（1月）</p>

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 21 年度	<p>道の駅八王子滝山でのレジ袋無料配布中止（7月）</p> <p>粗大ごみ処理券 1 ポイント券発行（7月）</p> <p>プラスチックモデル地区収集（10月）</p> <p>使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業開始（11月）</p> <p>プラスチック資源化センター着工（1月）プラスチック製容器包装 40 t/日 ペットボトル 12 t/日</p>	<p>仮設トイレの直営収集を廃止し、全面許可業者の収集に移行（1月）</p>	<p>組織改正に伴う名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ受付センター → ごみ総合相談センター（4月）</li> </ul> <p>八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正（9月）</p>
平成 22 年度	<p>「プラスチック資源化拡大・戸別収集」市民説明会を実施（5月）</p> <p>10月からのごみ・資源物の出し方変更に伴い、広報「プラスチック資源化拡大特集号」を全世帯へ戸別配布（7月）</p> <p>不燃ごみ専用ミニ袋（5リットル）を10枚入90円で新たに販売（7月15日）</p> <p>可燃ごみ用、不燃ごみ用の40リットルの袋の1枚75円での販売を開始（7月15日）</p> <p>10月1日からのプラスチック資源化拡大に伴い不燃ごみ専用袋と可燃ごみ専用袋の交換を実施（9月15日～3月31日）</p> <p>館清掃工場の稼働停止に伴い、館清掃工場への可燃ごみの持込を終了（9月17日）</p> <p>館清掃工場の稼働を停止（9月30日）</p> <p>プラスチック資源化センター竣工（9月）</p>		<p>環境部と道路事業部を再編し、水循環部を設置（水環境整備課・下水道課・水道課・水再生課）</p> <p>八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正（資源物の持ち去り禁止）（9月）</p> <p>組織改正に伴う名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸吹清掃工場、戸吹破碎処理センター、新設のプラスチック資源化センターを統合し名称を変更→戸吹クリーンセンター（10月）</li> </ul>

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
	<p>プラスチックの回収品目を、プラマークのついているプラスチック製容器包装すべてに拡大（10月）</p> <p>不燃ごみの一部（プラスチック製の文具やおもちゃ、革・ゴム製品等）を可燃ごみに変更（10月）</p> <p>多摩清掃工場へ収集可燃ごみを搬入する地域を拡大（10月）</p>		
平成 23 年度	<p>市が所有している使用しなくなったごみ集積所の売払いを開始（4月）</p> <p>生ごみ資源化モデル事業を実施（9月～11月）</p>	<p>北野衛生処理センター改造（縮小化）工事实施</p> <p>処理能力 230 kl/日→45 kl/日（平成 23 年 6 月～平成 24 年 3 月完了）</p> <p>し尿収集手数料・浄化槽汚泥処理手数料等改正（8月）</p>	<p>東京工科大学との共同研究により、剪定枝をごみ収集車の燃料にし、試験走行を行った（5月）</p> <p>ごみ集積所跡地の売払いを開始（4月）</p>
平成 24 年度	<p>資源集団回収補助金単価を改定（4月）</p> <p>戸吹清掃工場灰溶融炉の停止（6月）</p> <p>宮城県女川町の災害廃棄物の受入れ（1月～2月）</p>		<p>プラスチックを容器包装プラスチックに名称変更（4月）</p> <p>ごみ処理基本計画の策定（3月）</p>
平成 25 年度	<p>ペットボトル拠点回収事業の廃止（9月）</p> <p>スプレー缶類の回収品目を不燃ごみから有害ごみに変更（10月）</p>	<p>事業系の直営収集を廃止し、許可業者の収集に移行（10月）</p> <p>生活排水処理基本計画策定（3月）</p>	<p>組織改正に伴う部の新設と課の分割（8月）</p> <p>環境部から清掃部門が独立し、資源循環部を新設。また、水再生課から、水再生施設課が独立</p>
平成 26 年度	<p>ふれあい収集の対象を拡大（要介護 4・5→要介護 1～5）（4月）</p> <p>戸吹不燃物処理センター設備更新工事竣工（2月）</p>	<p>災害時トイレ対策し尿収集・処理計画策定（3月）</p>	<p>中核市移行へ向け、廃棄物対策課を新設（4月）</p> <p>八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正（中核市移行へ向けた整備）（9月）</p>

年度	ごみ・資源物	し尿	その他
平成 27 年度	<p>持込ごみ処理手数料改正                      (家庭系：150 円/10kg から                      350 円/10kg へ、事業系：250                      円/10kg から 350 円/10kg へ)                      (4月)</p> <p>戸吹不燃物処理センター手選                      別ライン本格稼動。また同時に                      小型家電リサイクル法に基づ                      く認定事業者への小型家電の                      引渡しを開始 (4月)</p> <p>八王子駅北口周辺地域での早                      朝収集廃止 (4月)</p> <p>パソコンの宅配便による無料                      回収開始 (12月)</p> <p>ごみ総合相談センターの電話                      番号をナビダイヤルへ変更                      (1月)</p>		<p>中核市移行 (4月)</p> <p>清掃施設整備課新設 (4月)</p>
平成 28 年度	<p>可燃ごみ収集全面委託 (4月)</p> <p>家庭系一般廃棄物の許可品目                      として新たに「臨時ごみ」を加                      え、許可業者による収集運搬を                      開始 (6月)</p> <p>館清掃工場廃止 (9月)</p>		
平成 29 年度	<p>ペットボトルの排出方法につ                      いて、キャップに加えてラベル                      も取り外すように変更 (4月)</p> <p>収集品目の組み合わせを「不                      燃・有害」から「びん・有害」                      に変更 (4月)</p> <p>プラスチック等残渣資源化モ                      デル事業を開始 (4月)</p>		

## 第2章 組織

### 1 機構及び業務内容（平成30年3月31日現在）※八王子市組織規則より抜粋

#### 資源循環部

##### ごみ減量対策課

- (1) 廃棄物及び資源循環に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) ごみ減量及び資源循環の推進等に関すること。
- (3) 部の庶務に関すること。
- (4) 部内他の課に属しない事項に関すること。

##### 廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の設置の許可に関すること。
- (3) 使用済自動車の再資源化等の登録及び許可に関すること。
- (4) 産業廃棄物の適正処理に係る指導及び監視に関すること。
- (5) 建設リサイクル法（他の部課に属するものを除く。）に関すること。

##### 清掃施設整備課

- (1) 清掃施設の整備に関すること。
- (2) 清掃施設の管理及び運営に係る連絡調整に関すること。

##### ごみ総合相談センター

- (1) ごみに関する総合的な相談及び指導に関すること。
- (2) ごみの収集、運搬及びリサイクル（部内他の課に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 粗大ごみの計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (4) 清掃事業所及び清掃施設との連絡調整（部内他の課に属するものを除く。）に関する  
こと。

##### 戸吹清掃事業所

- (1) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (2) ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。
- (3) 排水路及び側溝の清掃（しゅんせつを除く。）に関すること。
- (4) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (5) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。

#### 館清掃事業所

- (1) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (2) ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。
- (3) 排水路及び側溝の清掃（しゅんせつを除く。）に関すること。
- (4) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (5) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。
- (6) ごみ処理施設の維持管理に関すること。

#### 南大沢清掃事業所

- (1) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (2) ごみ等の収集、運搬その他清掃に関すること。
- (3) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (4) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。

#### 戸吹クリーンセンター

- (1) ごみ等の処分にに関すること。
- (2) 不燃ごみ等の処理に関すること。
- (3) 容器包装プラスチック等の処理に関すること。
- (4) ごみ処理施設及びごみ最終処分施設並びに用地の維持管理に関すること。
- (5) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (6) 選別された資源物の処分にに関すること。
- (7) 環境教育、環境学習及び環境情報（他の部課に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 一般廃棄物管理票に関すること。
- (9) 所属自動車の管理及び整備に関すること。

#### 北野清掃工場

- (1) ごみ等の処分にに関すること。
- (2) ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- (3) ごみ等の計量及び処理手数料の徴収に関すること。
- (4) 北野余熱利用センターの管理及び運営に関すること。
- (5) 環境教育、環境学習及び環境情報（他の部課に属するものを除く。）に関すること。



水循環部

水再生課

- (1) 水環境の保全及び再生に関すること。
- (2) 水循環教育、水循環学習及び水循環情報に関すること。
- (3) 公共下水道の接続の促進に関すること。
- (4) し尿、雑排水及び浄化槽（部内他の課に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 所属自動車の管理及び整備に関すること。
- (6) 所属自動車の事故の防止及び処理に関すること。
- (7) 水路の維持に関すること。

水再生施設課

- (1) 水環境の保全及び再生に関すること。
- (2) 水循環教育、水循環学習及び水循環情報に関すること。
- (3) 施設の改善に関すること。
- (4) 下水処理場の維持管理に関すること。
- (5) し尿処理施設の維持管理に関すること。
- (6) 南大沢水リサイクルセンターの維持管理に関すること。

2 清掃関連職員配置表

表 2-1：清掃関連職員配置表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

単位 [人]

	総括	ごみ減量対策課	廃棄物対策課	清掃施設整備課	ごみ総合相談センター	戸吹清掃事業所	館清掃事業所	南大沢清掃事業所	戸吹クリーンセンター			北野清掃工場	小計	水再生課	水再生施設課	合計	
									戸吹清掃工場	戸吹セ不燃物処理	プラスチック資源化						
一	部長	1											1			1	
	課長		1	1	1	1	1	1	1	1	①	①	1	9	1	10	
	主幹	(1)											0			0	
	課長補佐兼主査	(1)			1	2				2	1	①	1	7		1	8
	主査（事務）	(2)	4	1	1	6	8	10	3					33	2		35
	主査（技術）			3						10	1	①	1	15			15
	副主査（事務）													0			0
	副主査（技術）													0			0
	主任（事務）		6	2	2	1	5	6	1	2				25			25
	主任（技術）	(1)	2	2	1			1		11	1	①	1	19		1	20
	主任（再任用）		2			2	2	1		9			2	18	1	5	24
	一般職員（事務）		8	2		2		1	1					14	1		15
	一般職員（技術）		2	1	2					5	4	④		14		1	15
	計	1	25	12	8	14	16	20	6	40	7	0	6	155	5	8	168
技	業務副主査						15	14	3	3				35	1		36
能	業務主任					7	54	43	4	7			3	118	2	1	121
	一般職員													0			0
	計	0	0	0	0	7	69	57	7	10	0	0	3	153	3	1	157
務	再任用職員					3	26	21	3	4			1	58	3		61
	計	0	0	0	0	10	95	78	10	14	0	0	4	211	6	1	218
	合計	1	25	12	8	24	111	98	16	54	7	0	10	366	11	9	386
	嘱託			2		6								8			8

※資源循環部の職員と水循環部の職員のうち 4 款 2 項 1 目清掃総務費より給与を支出している職員を対象とする。

※（ ）は東京たま広域資源循環組合及び多摩ニュータウン環境組合に派遣している職員とする。

※○は兼務職員とする。

※特例臨時職員はこの表には含まない。

### 第3章 経理

#### 1 平成29年度決算構成比率表

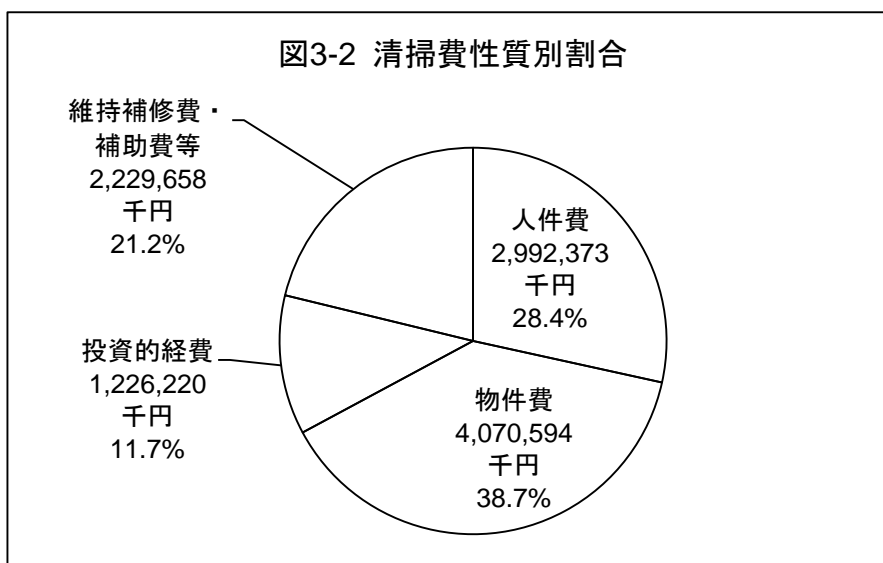
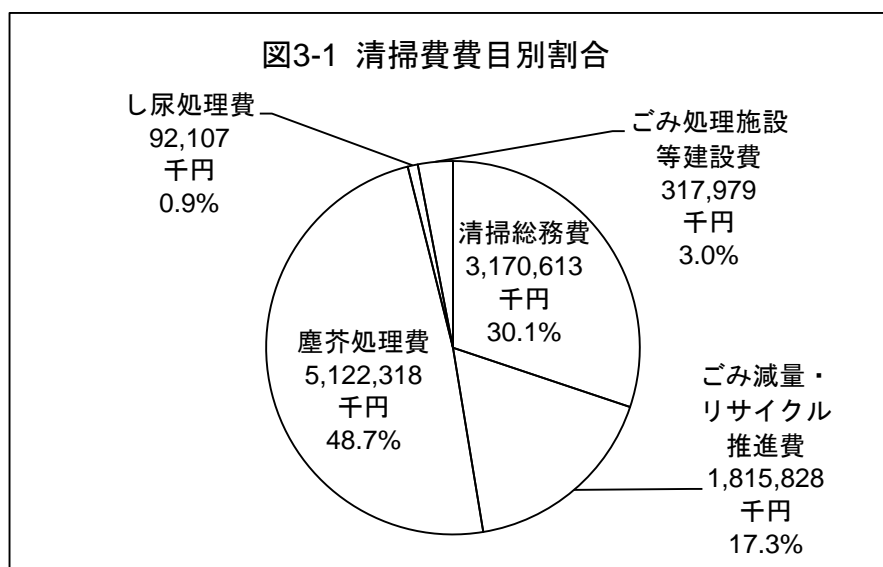
##### (1) 清掃費決算額

一般会計歳出額	190,741,521 千円
（款）衛生費	20,839,209 千円
（項）清掃費	10,518,845 千円

##### (2) 清掃費に対する市民負担額（平成29年10月1日現在）

1世帯当り	39,685 円（265,058 世帯）
1人当たり	18,666 円（563,538 人）

<清掃費の内訳 10,518,845 千円>



## 2 清掃関係費

## (1) 歳入 (表 3-1)

単位 [円]

区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29年度
使 用 料 及 び 手 数 料	諸施設使用料	1,193,353	1,513,685	1,364,958	1,213,595	1,134,658
	諸証明等	400	200	200	400	0
	清掃業許可 申請手数料	1,020,000	396,500	2,659,000	1,641,000	1,749,000
	指定収集袋	970,879,600	920,841,395	956,143,317	977,145,074	994,132,084
	ごみ等処理 手数料	943,131,960	954,729,550	1,200,352,310	1,129,569,740	1,075,000,010
	し尿等処理 手数料	72,884,220	68,420,180	65,526,540	61,827,056	59,145,564
	雑排水処理 手数料	48,000	44,000	16,000	16,000	24,000
	自動車リサイクル 許可手数料	76,300	581,200	51,100	30,900	192,000
	浄化槽保守点検 業者登録手数料	154,000	48,000	68,000	116,000	568,000
	浄化槽管理士 証明手数料	7,200	3,600	10,400	8,800	50,000
補国 助・ 金都	国庫補助金	64,234,120	221,467,976	106,260,482	191,730,526	413,974,526
	市町村総 合交付金	248,300,000	289,940,000	273,900,000	321,667,000	256,400,000
財 産 収 入		61,216,341	40,971,326	20,656,464	8,114,703	3,225,791
諸 収 入		469,510,227	652,223,889	776,485,672	407,731,399	385,651,143
市 債		151,600,000	532,200,000	122,600,000	413,600,000	524,300,000
合 計		2,984,255,721	3,683,381,501	3,526,094,443	3,514,412,193	3,715,546,776

## (2) 歳出 (表 3-2)

単位 [円]

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
一 般 会 計 A	187,970,019,763	192,365,126,402	191,304,012,519	194,045,624,607	190,741,521,441	
清 掃 費 B	9,632,105,142	10,676,537,353	10,100,028,997	10,351,901,197	10,518,845,022	
清掃総務費	3,681,019,039	3,639,319,279	3,399,039,295	3,275,770,537	3,170,612,830	
ごみ減量・リサイクル 推進費	1,564,346,529	1,627,257,640	1,664,942,308	1,749,337,873	1,815,828,488	
塵芥処理費	4,284,292,512	5,295,277,573	4,676,700,025	4,836,043,415	5,122,318,188	
し尿処理費	95,244,062	88,868,048	102,321,834	92,164,490	92,106,709	
ごみ処理施設等建設費	7,203,000	25,814,813	257,025,535	398,584,882	317,978,807	
一 般 会 計 に 占 める 割 合 B/A [%]	5.12	5.55	5.28	5.33	5.51	
清 掃 費 前 年 対 比 [%]	97	111	95	102	102	
当 り の 市 民 一 人 の 経 費	一 般 会 計	333,342	341,715	339,926	344,464	338,471
	清 掃 費	17,081	18,966	17,947	18,376	18,666
当 り の 世 帯 費	一 般 会 計	735,766	747,772	737,344	740,014	719,622
	清 掃 費	37,703	41,502	38,929	39,478	39,685
人 口 [人]	563,895	562,940	562,781	563,327	563,538	
世 帯 数 [世帯]	255,475	257,251	259,450	262,219	265,058	

※人口、世帯数は10月1日現在（外国人登録を含む）のものとする。

3 処理費の状況

(1) 平成29年度ごみ・資源処理原価（表3-3）

区 分	ごみ・資源物	ご み				資 源			
		収集部門	中間処理部門	最終処部門	計	収集部門	中間処理部門	計	
処 理 量 [t]	—	281,698	※1 91,209	※3 119,431	※5 40	210,680	※2 39,233	※4 31,785	71,018
総ごみ量 [t]	159,795	—	—	—	—	—	—	—	—
人件費 [円]	2,812,451,626	607,437,214	519,730,195	7,973,134	1,135,140,543	1,559,190,584	118,120,499	1,677,311,083	
物件費等 [円]	6,352,515,857	1,195,154,388	1,832,382,236	217,674,889	3,245,211,513	1,374,222,460	1,733,081,884	3,107,304,344	
小 計 [円] B	9,164,967,483	1,802,591,602	2,352,112,431	225,648,023	4,380,352,056	2,933,413,044	1,851,202,383	4,784,615,427	
原 価 [円/t] B/A	57,355	32,535	19,763	19,694	5,641,201	20,791	74,769	58,241	67,372
減価償却費 [円]	1,213,392,624	9,756,178	861,961,294	10,792,586	882,510,058	24,300,200	306,582,366	330,882,566	
起債利子 [円]	17,757,508	0	9,127,135	46,129	9,173,264	203,451	8,380,793	8,584,244	
小 計 [円] C	1,231,150,132	9,756,178	871,088,429	10,838,715	891,683,322	24,503,651	314,963,159	339,466,810	
合 計 [円] B+C	10,396,117,615	1,812,347,780	3,223,200,860	236,486,738	5,272,035,378	2,957,916,695	2,166,165,542	5,124,082,237	
原 価 [円/t] (B+C)/A	65,059	36,905	19,870	26,988	5,912,168	25,024	75,394	68,151	72,152

- ※1 表 4-6A
- ※2 表 4-6CF
- ※3 表 4-8(ア)(イ)(ウ)(オ)
- ※4 表 4-2(サ)、表 4-3(シ)、表 4-8(エ)(カ)、表 4-9(ク)、表 4-10(ケ)
- ※5 表 4-10(コ)

(2) ごみ・資源1世帯・1人あたり経費（表3-4）

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人 口	[人]	563,895	562,940	562,781	563,327	563,538
世 帯 数	[世帯]	255,475	257,251	259,450	262,219	265,058
ご み 処 理 経 費	[円]	4,449,443,377	4,434,137,092	4,220,696,037	4,596,047,713	4,380,352,056
	[円/世帯]	17,416	17,237	16,268	17,528	16,526
	[円/人]	7,891	7,877	7,500	8,159	7,773
資 源 処 理 経 費	[円]	4,134,782,232	4,621,906,054	4,827,376,786	4,823,537,924	4,784,615,427
	[円/世帯]	16,185	17,966	18,606	18,395	18,051
	[円/人]	7,332	8,210	8,577	8,562	8,490
ごみ・資源 処 理 経 費	[円]	8,584,225,609	9,056,043,146	9,048,072,823	9,419,585,637	9,164,967,483
	[円/世帯]	33,601	35,203	34,874	35,923	34,577
	[円/人]	15,223	16,087	16,077	16,721	16,263

※人口、世帯数は10月1日現在（外国人登録を含む）のものとする。  
 ※処理経費の中には減価償却費、起債利子を含まない。

## (3) 平成29年度し尿処理原価（表3-5）

区 分	全 体	収集部門	中間処理部門
処 理 量 [kl] A	8,837	※1 1,065	※2 7,772
人件費 [円]	101,141,458	46,668,169	54,473,289
物件費等 [円]	62,348,448	7,118,045	55,230,403
小 計 [円] B	163,489,906	53,786,214	109,703,692
原 価 [円/kl] B/A	18,501	50,503	14,115
減価償却費 [円]	80,557,101	10,073,488	70,483,613
起債利子 [円]	430,779	5,194	425,585
小 計 [円] C	80,987,880	10,078,682	70,909,198
合 計 [円] B+C	244,477,786	63,864,896	180,612,890
原 価 [円/kl] (B+C)/A	27,665	59,967	23,239

※1 図 8-1 搬入量「生し尿 1,056 kl」、「雑排水 9 kl」

※2 図 8-1 搬入量「八王子市 7,772 kl」

## (4) し尿処理1世帯・1人あたりの経費（表3-6）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
人 口 [人]	563,895	562,940	562,781	563,327	563,538	
世 帯 数 [世帯]	255,475	257,251	259,450	262,219	265,058	
し 尿 処 理 経 費	[円]	317,212,019	312,225,476	296,179,453	180,531,113	163,489,906
	[円/世帯]	1,242	1,214	1,142	688	617
	[円/人]	563	555	526	320	290

※人口、世帯数は10月1日現在（外国人登録を含む）のものとする。

※処理経費の中には減価償却費、起債利子を含まない。

<memo>



## 第4章 ごみ・資源物量

## 1 収集の状況とリサイクル率

(1) 収集量・持込量の年度別実績 (表 4-1)

単位 [t]

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①収集人口[人] (10月1日現在)		563,895	562,940	562,781	563,327	563,538
収 集 量	② 可燃ごみ	82,283	83,236	84,823	85,216	83,592
	③ 不燃ごみ	6,405	5,836	5,433	5,190	5,040
	④ 粗大ごみ	2,140	2,215	2,261	2,373	2,120
	⑤ 有害ごみ	194	213	345	372	337
	⑥ 資源物	33,030	32,553	32,556	31,608	31,136
	⑦ 不法投棄ごみ	28	31	23	24	16
	⑧ 側溝清掃汚泥	146	164	106	108	104
	計	124,226	124,248	125,547	124,891	122,345
持 込 量	⑨ 事業系可燃ごみ	33,355	33,226	29,574	27,725	26,427
	⑩ 家庭系可燃ごみ	2,769	3,225	2,489	2,359	2,061
	⑪ 家庭系不燃ごみ	1,572	1,437	967	883	865
	⑫ 拠点資源物	1,168	1,178	1,126	546	482
	計	38,864	39,066	34,156	31,513	29,835
合 計		163,090	163,314	159,703	156,404	152,180
資源集団回収量		8,552	8,267	8,226	7,901	7,615
総ごみ量		171,642	171,581	167,929	164,305	159,795

単位 [g/(人・日)]

原 単 位 ( 収 集 量 ま た は 持 込 量 / ①/ 3 6 5 日 ま た は 3 6 6 日)	収 集 量	可燃ごみ	400	405	412	414	406
		不燃ごみ	31	28	26	25	25
		粗大ごみ	10	11	11	12	10
		有害ごみ	1	1	2	2	2
		資源物	161	159	158	154	151
		不法投棄・側溝汚泥	1	1	1	1	1
		計	604	605	610	608	595
	持 込 量	事業系可燃ごみ	162	162	143	135	129
		家庭系可燃ごみ	13	15	12	11	10
		家庭系不燃ごみ	8	7	5	4	4
		拠点資源物	6	6	5	3	2
		計	189	190	165	153	145
	合 計		793	795	775	761	740
	資源集団回収量		41	40	40	38	37
総ごみ量		834	835	815	799	777	

※収集人口には外国人登録者数を含む。

※平成25年10月以降の有害ごみにはライター・スプレー缶を含む。

※平成25年度から平成27年度の拠点資源物には、本庁及び学校の紙資源を含む。

(2) 資源物の戸別回収状況 (表 4-2)

単位 [t]

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
古 紙	新聞	2,363	2,204	2,029	1,829	1,674
	ダンボール	3,972	4,020	4,097	4,122	4,132
	雑誌・雑紙	10,303	10,167	10,092	9,520	9,147
	紙パック	134	132	118	118	118
	計	16,772	16,523	16,336	15,589	15,071
空きびん(サ)		4,486	4,433	4,453	4,330	4,238
空き缶		1,576	1,511	1,495	1,452	1,413
古着・古布		2,347	2,343	2,439	2,380	2,412
容器包装プラスチック		5,815	5,793	5,854	5,853	5,967
ペットボトル		2,034	1,950	1,979	2,004	2,035
合 計 ⑥		33,030	32,553	32,556	31,608	31,136

(3) 資源物の拠点回収状況 (表 4-3)

単位 [t]

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新聞	62	56	37	24	22
ダンボール	254	264	256	179	151
雑誌・雑紙	793	853	828	339	306
紙パック	1	1	1	1	(0.5未満)
はがき(シ)	4	4	4	3	3
ペットボトル	54	—	—	—	—
上履き・靴	—	—	—	(0.5未満)	(0.5未満)
合 計 ⑫	1,168	1,178	1,126	546	482

※雑誌・雑紙にはシュレツダー紙を含む。

※平成25年度から平成27年度には、本庁及び学校の紙資源を含む。

(4) 資源集団回収状況 (表 4-4)

単位 [t]

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新 聞	4,012	3,774	3,607	3,260	3,011
ダ ン ボ ー ル	1,319	1,293	1,360	1,393	1,382
雑 誌 ・ 雑 紙	2,576	2,525	2,559	2,531	2,501
紙 パ ッ ク	79	77	80	81	81
生 き び ん	10	6	5	6	6
雑 び ん	24	55	53	59	60
ス チ ー ル 缶	38	36	38	39	40
ア ル ミ 缶	159	165	169	169	167
古 着 ・ 古 布	326	330	346	355	358
金 属 く ず	9	6	9	8	9
計	8,552	8,267	8,226	7,901	7,615
補 助 金 額 [円]	65,062,707	63,796,718	63,577,360	61,473,707	59,450,569
団 体 数 [団体]	389	392	390	388	388

(5) 資源化量の年度別実績 (表 4-5)

単位 [kg]

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
⑬ 取 集	新聞	2,363,190	2,203,890	2,028,930	1,828,650	1,674,090
	ダンボール	3,971,890	4,019,610	4,096,560	4,122,410	4,132,320
	雑誌・雑紙	10,302,720	10,167,310	10,092,470	9,519,650	9,146,730
	紙バック	133,570	131,860	118,180	117,620	117,600
	空きびん	4,370,930	4,337,940	4,360,670	4,171,320	4,040,110
	スチール缶	912,320	861,540	813,600	759,315	700,070
	アルミ缶	554,175	538,495	578,155	590,685	612,170
	古着・古布	2,346,780	2,343,130	2,438,990	2,379,650	2,412,000
	容器包装プラスチック	5,052,600	5,002,790	5,029,140	5,005,380	5,037,760
	ペットボトル	1,624,550	1,550,950	1,590,310	1,636,240	1,612,100
	容プラ・ペットボトル残渣	0	0	0	0	29,220
計	31,632,725	31,157,515	31,147,005	30,130,920	29,514,170	
⑭ 持 込	拠点資源物					
	ペットボトル	(42,007)	—	—	—	—
	古紙	1,114,600	1,177,900	1,126,130	546,550	482,320
	はがき	(3,650)	(3,760)	(3,860)	(3,320)	(3,160)
計	1,114,600	1,177,900	1,126,130	546,650	482,420	
⑮ 中 間	戸吹清掃工場					
	鉄	486,950	415,220	435,100	414,920	330,940
	焼却灰	7,916,950	8,330,240	7,673,840	7,327,320	6,875,630
	小 計	8,403,900	8,745,460	8,108,940	7,742,240	7,206,570
	北野清掃工場					
	鉄	51,160	53,000	61,380	52,260	56,940
	焼却灰	2,610,430	2,701,620	2,760,000	2,597,330	2,659,300
	小 計	2,661,590	2,754,620	2,821,380	2,649,590	2,716,240
	戸吹不燃物 処理センター					
	鉄	1,749,250	1,732,910	1,295,850	1,154,240	1,012,610
	非鉄金属	131,340	143,890	266,950	292,460	268,620
自転車	149,080	152,850	156,660	143,090	145,130	
小型家電	450,150	497,150	658,350	727,570	743,120	
2次乾電池	—	1,130	1,170	—	—	
スプレー缶等	12,840	37,020	105,150	129,950	132,320	
雑線	—	—	31,540	15,240	47,990	
ガラス陶磁器	—	—	98,190	179,850	150,930	
傘等	—	—	—	77,010	74,420	
フロン回収品	—	—	—	5,330	7,160	
不燃残渣	—	—	—	—	5,300	
その他	—	—	42,000	44,290	36,750	
小 計	2,492,660	2,564,950	2,655,860	2,769,030	2,624,350	
粗大再生品	7,402	117,696	113,805	82,852	77,148	
乾電池・蛍光管	79,716	59,521	80,037	81,500	84,430	
中 計	2,579,778	2,742,167	2,849,702	2,933,382	2,785,928	
プラスチック 資源化センター						
容器包装プラ	(5,052,600)	(5,002,790)	(5,029,140)	(5,005,380)	(5,037,760)	
ペットボトル	(1,624,550)	(1,550,950)	(1,590,310)	(1,636,240)	(1,612,100)	
容プラ・ペット残渣	(0)	(0)	(0)	(0)	(29,220)	
小 計	(6,677,150)	(6,553,740)	(6,619,450)	(6,641,620)	(6,679,080)	
多摩清掃工場						
鉄	153,920	172,020	149,450	159,070	139,250	
非磁性物	49,510	32,290	25,810	39,320	41,800	
焼却灰	3,197,220	3,117,470	2,785,760	3,070,600	3,100,780	
小 計	3,400,650	3,321,780	2,961,020	3,268,990	3,281,830	
多摩清掃工場 不燃・粗大 処理施設						
鉄	547,590	517,540	443,690	420,140	415,870	
非鉄金属	37,300	43,070	35,570	30,950	32,260	
自転車	9,760	6,910	10,070	7,450	3,930	
基板等	1,000	380	600	520	210	
家具・羽毛布団・CD	—	—	—	820	5,120	
フロン回収品	—	—	2,080	2,710	2,420	
その他	—	—	70	1,340	—	
小 計	595,650	567,900	492,080	463,930	459,810	
乾電池・蛍光管	—	—	33,700	35,220	31,110	
中 計	595,650	567,900	525,780	499,150	490,920	
計	17,641,568	18,131,927	17,266,822	17,093,352	16,481,488	
⑯ 資源化量	⑬+⑭+⑮	50,388,893	50,467,342	49,539,957	47,770,922	46,478,078
⑰ 資源集団回収量		8,552,020	8,267,121	8,226,110	7,900,590	7,614,913
総資源化量	⑯+⑰	58,940,913	58,734,463	57,766,067	55,671,512	54,092,991

※戸吹不燃物処理センター

- 鉄……………処理困難鉄、処理磁性
- 非鉄金属……………アルミ等、選別金属
- スプレー缶等……スプレー缶、ライター、炭酸ガスボンベ
- その他……………コンクリートブロック、バッテリー、バイクなど、不法投棄ごみ等からの資源物

※多摩清掃工場不燃・粗大処理施設

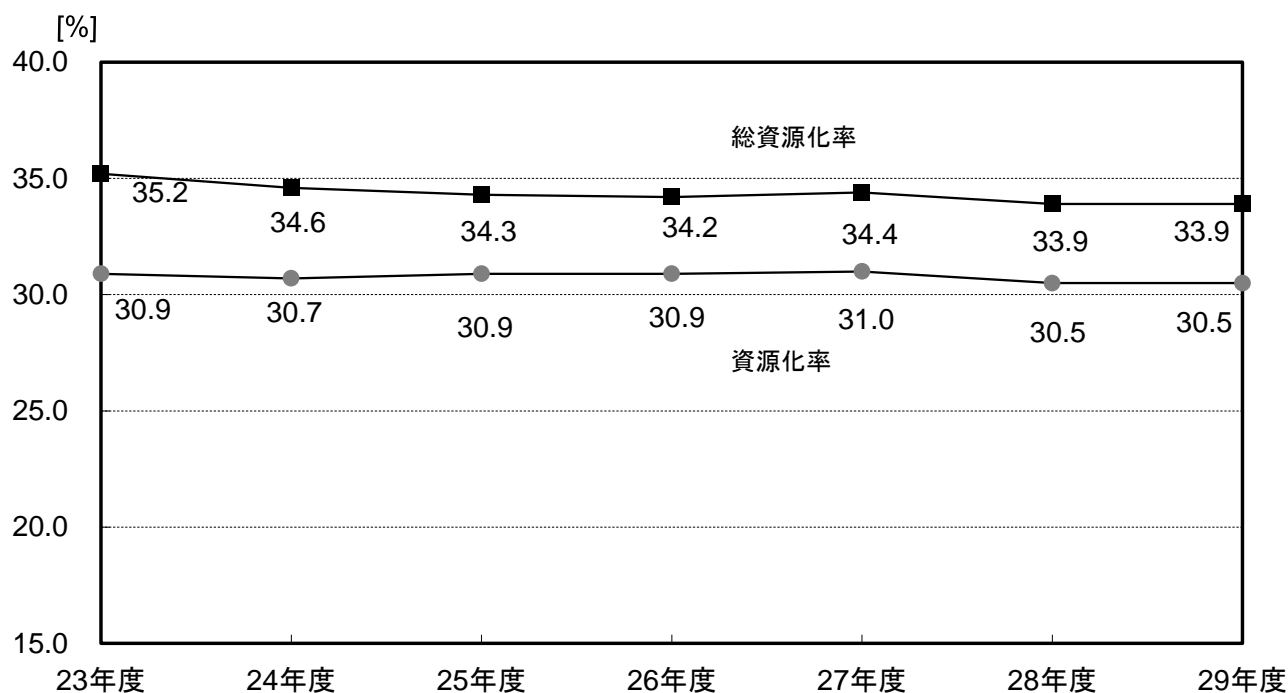
- 鉄……………鉄類（処理後のスプレー缶分も含む）
- 非鉄金属……………アルミ類（処理後のスプレー缶分も含む）、銅管
- 基板等……………小型家電由来の電子回路基板、携帯電話
- その他……………バッテリー、消火器など、不法投棄ごみ等からの資源物

(6) 収集量・持込量と資源化量 (表 4-6)

単位 [t]

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A 収集ごみ量 ②+③+④+⑤+⑦+⑧	91,196	91,695	92,991	93,283	91,209
B 持込ごみ量 ⑨+⑩+⑪	37,696	37,888	33,030	30,967	29,353
C 収集・持込資源物回収量 ⑥+⑫	34,198	33,731	33,682	32,154	31,618
D 収集・持込資源物源化量 ⑬+⑭	32,747	32,335	32,273	30,677	29,996
E 中間処理後の資源化量 ⑮	17,641	18,132	17,267	17,094	16,482
F 資源集団回収量 ⑰	8,552	8,267	8,226	7,901	7,615
G ごみ量 A+B+C	163,090	163,314	159,703	156,404	152,180
H 総ごみ量 A+B+C+F	171,642	171,581	167,929	164,305	159,795
I 資源化量 D+E	50,388	50,467	49,540	47,771	46,478
J 総資源化量 D+E+F	58,940	58,734	57,766	55,672	54,093

(7) 総資源化率及び資源化率の推移 (図 4-1)



※総資源化率及び資源化率の算出方法

$$\text{総資源化率} [\%] = \frac{\text{総資源化量 J}}{\text{総ごみ量 H}} = \frac{\text{資源物資源化量 D} + \text{中間処理後の資源化量 E} + \text{資源集団回収量 F}}{\text{収集ごみ量 A} + \text{持込ごみ量 B} + \text{資源物回収量 C} + \text{資源集団回収量 F}}$$

$$\text{資源化率} [\%] = \frac{\text{資源化量 I}}{\text{ごみ量 G}} = \frac{\text{資源物資源化量 D} + \text{中間処理後の資源化量 E}}{\text{収集ごみ量 A} + \text{持込ごみ量 B} + \text{資源物回収量 C}}$$

2 各種データ

(1) 収集量・持込量の施設別搬入実績（平成29年度）（表4-7）

単位 [t]

区 分		搬 入 先							計
		焼 却 施 設			不燃・粗大処理施設		資 源 化 施 設		
		戸吹清掃工	北野清掃工	多摩清掃工	戸吹不燃物処理センター	多摩清掃工	プラスチック資源化センター	資源物選別施設	
収 集	可燃ごみ	36,585	23,434	23,573					83,592
	不燃ごみ				4,260	780			5,040
	粗大ごみ		6		1,596	518			2,120
	有害ごみ				277	60			337
	資源物						8,002	23,134	31,136
	不法投棄ごみ	10			5	1			16
	側溝清掃汚泥	62	38	4					104
持 込	可燃ごみ	25,916	456	2,116					28,488
	不燃ごみ				618	247			865
	拠点資源物							482	482
計		62,573	23,934	25,693	6,756	1,606	8,002	23,616	152,180

(2) 施設別総搬入実績（平成29年度）（表4-8）

単位 [t]

区 分		搬 入 先							計
		焼 却 施 設			不燃・粗大処理施設		資 源 化 施 設		
		戸吹清掃工	北野清掃工	多摩清掃工	戸吹不燃物処理センター	多摩清掃工	プラスチック資源化センター	資源物選別施設	
収集・持込ごみ		62,573	23,934	25,693	6,756	1,606	8,002	23,616	152,180
選別物		4,392		1,132	63				5,587
その他				97		4			101
計		(ア) 66,965	(イ) 23,934	(ウ) 26,922	(エ) 6,819	(オ) 1,610	(カ) 8,002	(キ) 23,616	157,868

※その他は戸吹清掃工場、北野清掃工場、戸吹不燃物処理センターに搬入されたごみのうち、積替輸送され、多摩清掃工場で処理されたごみをいう。

(3) 焼却施設の実績（平成29年度）（表4-9）

単位 [t]

区 分		戸吹清掃工場	北野清掃工場	多摩清掃工場	計
稼働日数 [日]		340	309	313	—
搬入量 (焼却量)		66,965 (64,462)	23,934 (24,233)	26,922 (25,750)	117,821 (114,445)
焼却残灰	エコセメント	6,856	2,659	3,004	(ク) 12,519
	溶融固化物	20	—	97	117
金属分		331	57	181	569
埋立		—	—	—	—
その他		68	31	0	99
搬出量		7,275	2,747	3,282	13,304
うち資源化量		7,207	2,716	3,282	13,205

※焼却残灰は全量資源化されている。

※その他は戸吹清掃工場、北野清掃工場に搬入されたごみのうち、積替輸送され、戸吹不燃物処理センター、多摩清掃工場で処理されたごみをいう。

(4) 不燃・粗大処理施設の実績（平成29年度）（表4-10）

単位 [t]

区 分		戸吹不燃物 処理センター	多摩清掃工場	計
稼働日数 [日]		209	201	—
搬入量		6,819	1,610	8,429
有価物		2,223	456	2,679
非有価物 (乾電池・蛍光管委託処理)		578 (173)	34 (31)	612 (ク) (204)
埋立		40	0	(コ) 40
可燃物 (粗大ごみ由来の可燃物)		3,438 (886)	1,050 —	4,488 (886)
その他		4	0	4
搬出量		6,283	1,540	7,823
うち資源化量		2,787	490	3,277

※（ ）は内数を表す。

※搬入量と搬出量は、蒸発や一時保管等の理由で一致しない場合がある。

※その他は戸吹不燃物処理センターに搬入されたごみのうち、積替輸送され、多摩清掃工場で処理されたごみをいう。

※資源化量には、搬出した可燃物が焼却処理後に資源化される量含まない。

※資源化量に粗大再生品、乾電池・蛍光管の資源化された量を含む。

(5) プラスチック資源化センターの実績（平成29年度）（表4-11）

単位 [t]

区 分		容器包装 プラスチック	ペットボトル	計
稼働日数 [日]		257	257	—
搬入量		5,967	2,035	8,002
再商品化量		5,038	1,612	6,650
可燃物	焼却	—	—	1,051
	資源化	—	—	29
不燃物		—	—	7
搬出量		—	—	7,737
うち資源化量		—	—	6,679

※搬入量と搬出量は、蒸発や一時保管等の理由で一致しない場合がある。

※可燃物と不燃物は合わせて搬出しているため合計値のみを記載する。

※可燃物の一部は資源化し、残りは戸吹清掃工場で焼却処理する。

※不燃物は戸吹不燃物処理センターで選別処理する。

※資源化量には、戸吹清掃工場と戸吹不燃物処理センターで処理され資源化される量を含まない。



## (6) ニツ塚最終処分場・エコセメント化施設年度別実績（表 4-12）

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
不 燃	埋立重量 [t]	313	334	86	60	40
	埋立容量 [m <sup>3</sup> ]	359	354	88	61	40
残 渣	搬入配分量 [m <sup>3</sup> ]	269	227	248	268	144
	搬入配分貢献量 [m <sup>3</sup> ]	-90	-127	160	207	104
焼 却	埋立重量 [t]	—	—	—	—	—
	埋立容量 [m <sup>3</sup> ]	—	—	—	—	—
残 渣	エコセメント化 施設搬入量 [t]	13,724	14,149	13,220	12,945	12,519
	搬入配分量 [t]	10,491	11,104	11,060	11,124	10,658
	搬入配分貢献量 [t]	-3,233	-3,045	-2,160	-1,821	-1,861

※平成7年3月から平成10年4月までは谷戸沢処分場へ、それ以降はニツ塚処分場へ搬入している。

※搬入配分量とは東京たま広域資源循環組合が各組織団体に対して年度ごとに設定している廃棄物搬入量の目標値のことをいう。

※搬入配分貢献量とは搬入配分量から搬入実績量を差し引いたものをいう。

## (7) 最終処分場搬入実績累積量（表 4-13）

谷戸沢処分場搬入実績累積量 (平成6年度～平成10年度)	68,926 m <sup>3</sup>
ニツ塚処分場搬入実績累積量 (平成9年度～平成29年度)	182,575 m <sup>3</sup>
エコセメント化施設搬入実績累積量 (平成18年度～平成29年度)	135,107 t

### 3 ごみ処理基本計画進捗状況

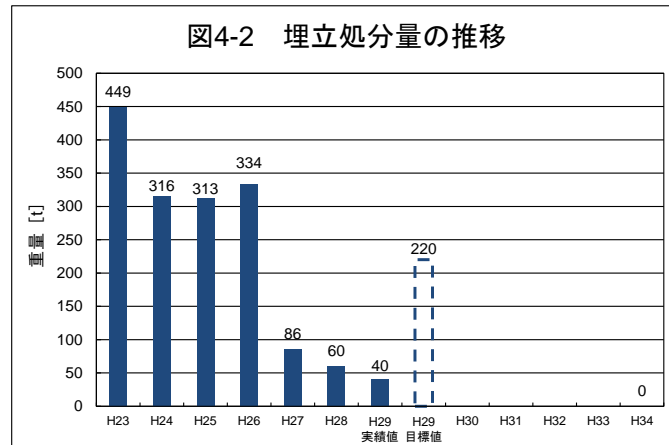
#### (1) ごみ処理基本計画概要

本市では、平成19年3月に策定したごみ処理基本計画の見直しを行い、平成25年3月に新たに「八王子市ごみ処理基本計画『循環型都市八王子プラン』」を策定した。本計画は、10年後の将来を見据えて市民及び事業者と市が自らの行動を継続的に取り組むための具体的な行動計画を示すもので、計画期間を平成25年度～平成34年度までの10年間とし、平成29年度を中間目標年度・平成34年度を目標年度とする。

#### (2) 計画の目標値と平成29年度実績

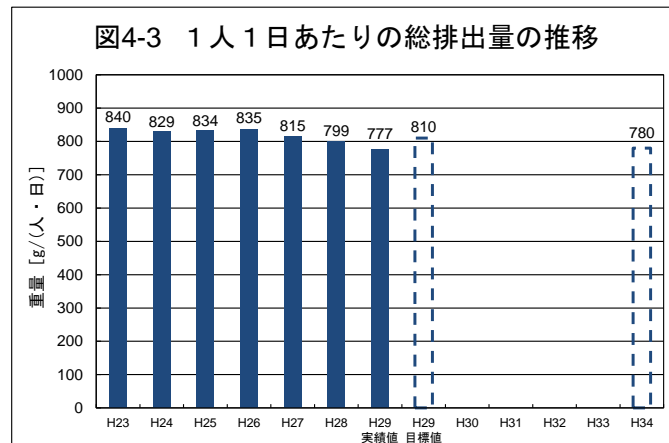
##### ア 埋立処分量

埋立処分量（表4-12参照）を平成29年度までに220t以下、平成34年度までにゼロにすることを目標にしている。平成29年度実績は40tとなったことにより、平成29年度の目標値を達成している。前年度比20tの減となっている主な要因は、選別精度の向上や不燃ごみの減少によるものと考えられる。



##### イ 1人1日あたりの総排出量

1人1日あたりの総排出量（総ごみ量の原単位 表4-1参照）を平成29年度までに810g以下、平成34年度までに780g以下に削減することを目標にしている。平成29年度実績は777gとなったことにより、平成34年度までの目標値を達成している。前年度比22gの減となっている主な要因は、事業系持込ごみや資源物の減少による。

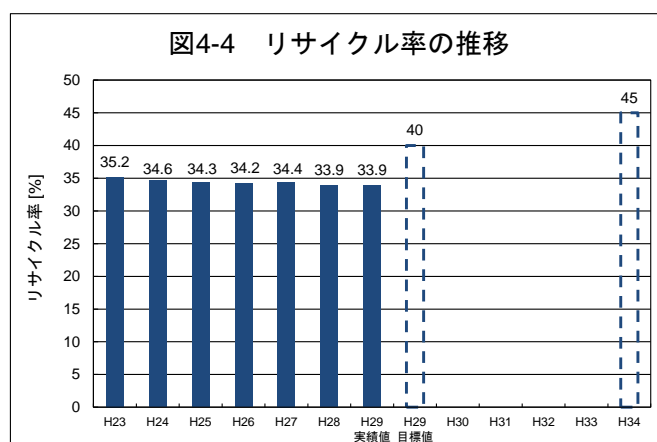


## ウ リサイクル率

リサイクル率(総資源化率 図4-1 参照)を平成29年度までに40%以上、平成34年度までに45%以上に引き上げることを目標にしている。

平成29年度実績は33.9%であり、平成29年度までの目標値とは6.1%の差がある。リサイクル率は重量をもとに算出されるが、近年は、紙面購読から電子端末を利用した購読の切り替えや、容器包装の軽量化等、全国的な動向として資源物そのものが減量したことなどが影響し、リサイクル率は伸び悩んでいる。

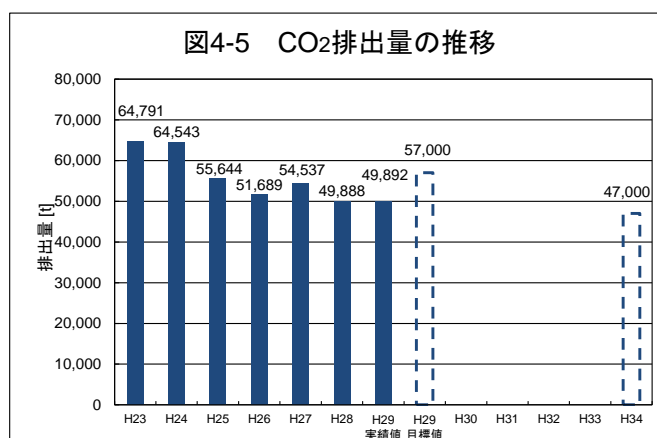
一方、前年度と同等となっている主な要因は、上記のように資源物重量が減少していることに加え、総ごみ量も減少したことによるものと考えられる。



## エ CO<sub>2</sub>排出量(削減率)

CO<sub>2</sub>排出量を平成29年度までに57,000 t以下(削減率:12%)、平成34年度までに47,000 t以下(削減率:27%)に引き下げることを目標にしており、平成29年度実績は49,892 tとなった。

平成24年度の戸吹清掃工場の灰溶融炉停止により、電気使用量が大幅に下がるとともに売電量が増えたため、平成29年度の目標値は既に達成している。



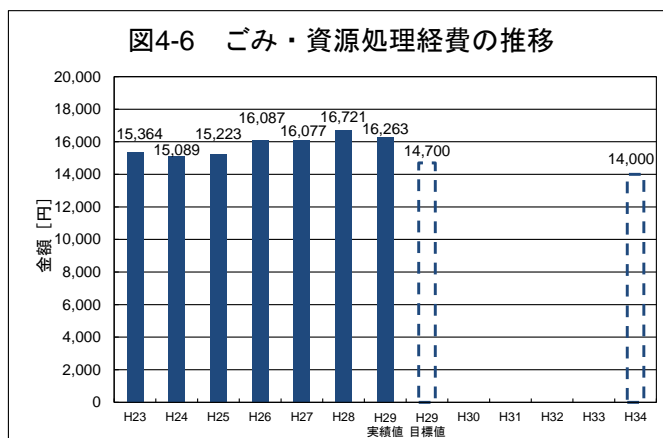
※ごみ処理施設からの排出分及び収集車からの排出分を対象とする。  
 ※収集車については、直営分に加え委託分も対象とする。  
 ※清掃工場における売電分を差し引いた形で、排出分を算出する。

オ ごみ・資源処理経費

ごみ・資源処理経費（表 3-4 参照）を平成 29 年度までに市民 1 人あたり 14,700 円/年以下、平成 34 年度までに 14,000 円/年以下に引き下げることを目標にしている。

平成 29 年度実績は 16,263 円/年となり、平成 29 年度までの目標値とは 1,563 円の差がある。これは、平成 24 年度の戸吹清掃工場の灰溶融炉停止により、東京たま広域資源循環組合への焼却灰の搬入量が増加し、平成 26 年度からのエコセメント化に係る負担金が増加したことなどが影響している。

一方、前年度比減となっている主な要因は、多摩ニュータウン環境組合の公債費償還に伴う負担金の減少などによる。



### 4 ごみ有料化後の状況

本市は、平成16年10月から人口30万人以上の都市としては全国で初めてごみ有料化と戸別回収を同時に実施した。これを契機として市民の意識が高まり、ごみ減量への取り組みが行われたことにより、16年度から3年連続リサイクル率第1位、2年連続リデュース第1位（18年度は第2位）（人口50万人以上の都市）という成果を得ることができた。28年度のリサイクル率は3位、リデュースは2位となった（環境省発表）。

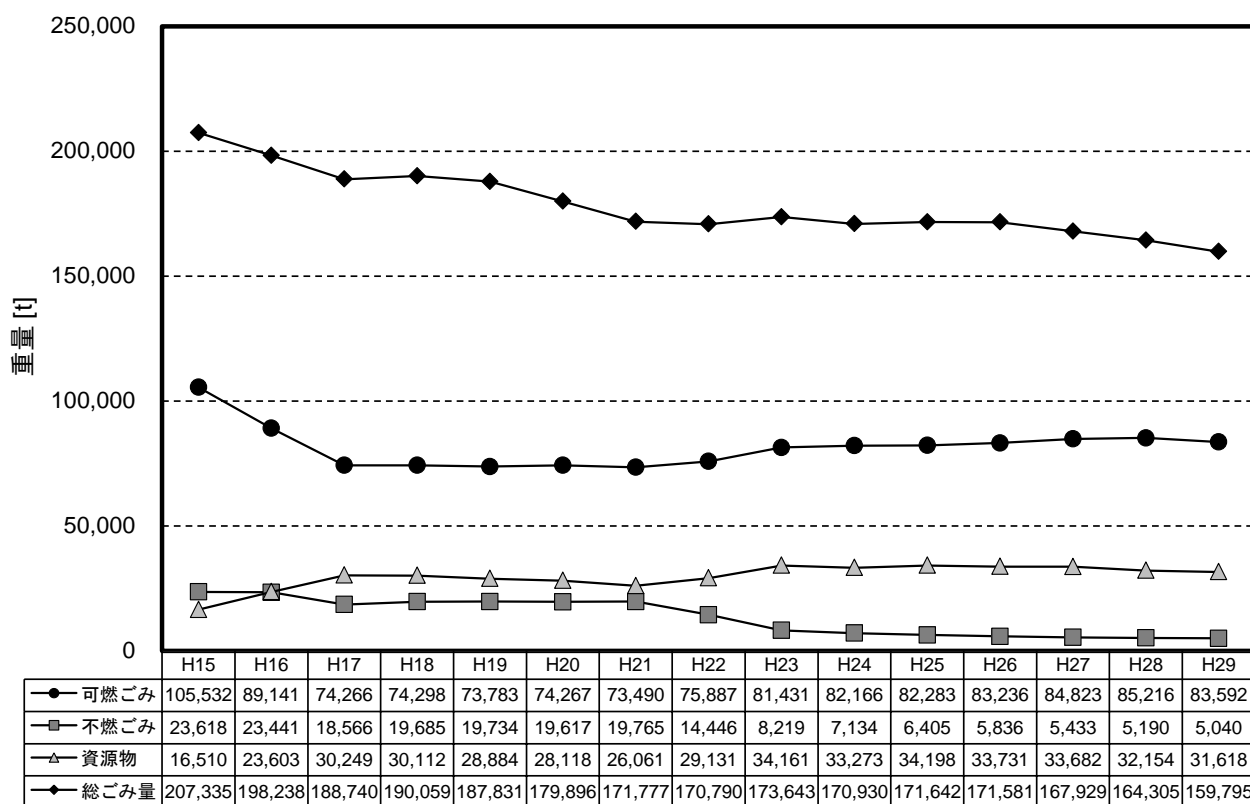
表4-14：人口50万人以上都市のリデュース（1人1日あたりの総排出量）とリサイクル率全国順位の推移【環境省発表】

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
リデュース	1位	1位	2位	3位	3位	2位	3位	2位	2位	2位	2位	1位	2位
リサイクル率	1位	1位	1位	2位	4位	6位	4位	2位	3位	3位	4位	3位	3位

※環境省発表のリサイクル率には、エコセメント化によるリサイクル量は含まれていない。

平成29年度は、ごみ有料化導入前の平成15年度と比較すると、可燃ごみの収集量（表4-1 ②）は21,940 t、不燃ごみの収集量（表4-1 ③）は18,578 t、可燃ごみと不燃ごみ合わせて40,518 t、31.4%の減量となった。また、資源物の回収量（表4-1 ⑥⑫）は15,108 t、91.5%増加している。

図4-7：可燃ごみ収集量、不燃ごみ収集量、資源物回収量、総ごみ量



<memo>

## 第5章 事業紹介

### 1 収集制度

#### (1) 家庭系ごみ及び資源物の分別種類（表 5-1）

		主 な 分 類	排 出 方 法
家庭系ごみ	可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、草、芝、木の枝葉、プラスチック製品（容器包装以外のもの）、革・ゴム製品等	指定収集袋（青）で排出する。 枝は束ねて、葉、雑草、芝は透明又は半透明の袋で排出する。
	不燃ごみ	金属・ガラス・せともの類	指定収集袋（黄）で排出する。 （危険な物は厚紙で包む等の工夫をして排出する。）
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池、スプレー缶、ガスボンベ、ライター、炭酸ガスカートリッジ	透明又は半透明の袋で排出する。（スプレー缶、ガスボンベ、ライター、炭酸ガスカートリッジは、中身の使い切ったもの）
	粗大ごみ	家具、家電製品（家電リサイクル法対象品とパソコンは除く）、自転車等	収集（依頼）又は直接搬入する。
資源物	古紙	新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック	ひもで十字にしぼる。シュレッダー紙は紙袋に入れる。
	空きびん	飲料や食品の入っていたびん	ふたをとり水ですすぐ。
	空き缶	飲料や食品の入っていた缶	水ですすぎ、軽くつぶす。
	古着・古布	衣類、シーツ、タオル、毛布等	透明又は半透明の袋で排出する。
	容器包装プラスチック	プラマークがついているもの	汚れを落として排出する。
	ペットボトル	清涼飲料、醤油、酒、みりん等	キャップとラベルをとり水ですすぎ、軽くつぶす。

#### (2) 家庭系ごみ及び資源物の収集形態（表 5-2）

		収 集 回 数	収 集 曜 日	収 集 地 区 数	収 集 体 制	排 出 場 所	備 考
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	月・木 又は火・金	市全域を4区分	委託収集	戸建は各戸の前、 集合住宅等は集積所	袋収集、コンテナ収集、ロータリードラム収集
	不燃ごみ	2週に1回	月～金	市全域を4区分	委託収集		袋収集、コンテナ収集、ロータリードラム収集
	有害ごみ			市全域を2区分			透明・半透明の袋に入れて排出
	粗大ごみ	随 時					事前にごみ総合相談センターへ収集を依頼
資源物	古紙（新聞）	月2回	水	市全域を4区分	委託収集		
	古紙（ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック）	2週に1回	月～金	市全域を4区分	委託収集	容器に入れて排出	
	空きびん			市全域を2区分			
	空き缶	市全域を2区分					
	古着・古布	2週に1回		市全域を2区分		透明・半透明の袋に入れて排出	
	容器包装プラスチック	週1回	市全域を2区分	直営収集	容器に入れて排出		
	ペットボトル	2週に1回 （7・8・9月は週1回）	市全域を4区分	委託収集			
はがき類	拠点回収	年1回指定期間に郵便局及び市役所本庁舎に設置する専用回収ボックスに排出					

(3) 事業系ごみの収集形態（少量排出事業系ごみを除く）（表 5-3）

収 集 体 制	
可 燃 ご み	収集・運搬許可業者又は事業者自らが処理施設（清掃工場）に搬入

(4) 少量排出事業系ごみの収集形態（表 5-4）

	収 集 体 制	排 出 場 所	備 考
可 燃 ご み	委託収集	申込時に登録した場所	事業系指定袋で1回に40リットルまで
不 燃 ご み			事業系指定袋で1回に80リットルまで
有 害 ご み			事業系指定袋（20リットル）で1回に1袋まで
新 聞			1回に2束まで
ダ ン ボ ー ル			1回に2束まで
雑 誌 ・ 雑 紙			1回に2束まで
紙 パ ッ ク			1回に2束まで



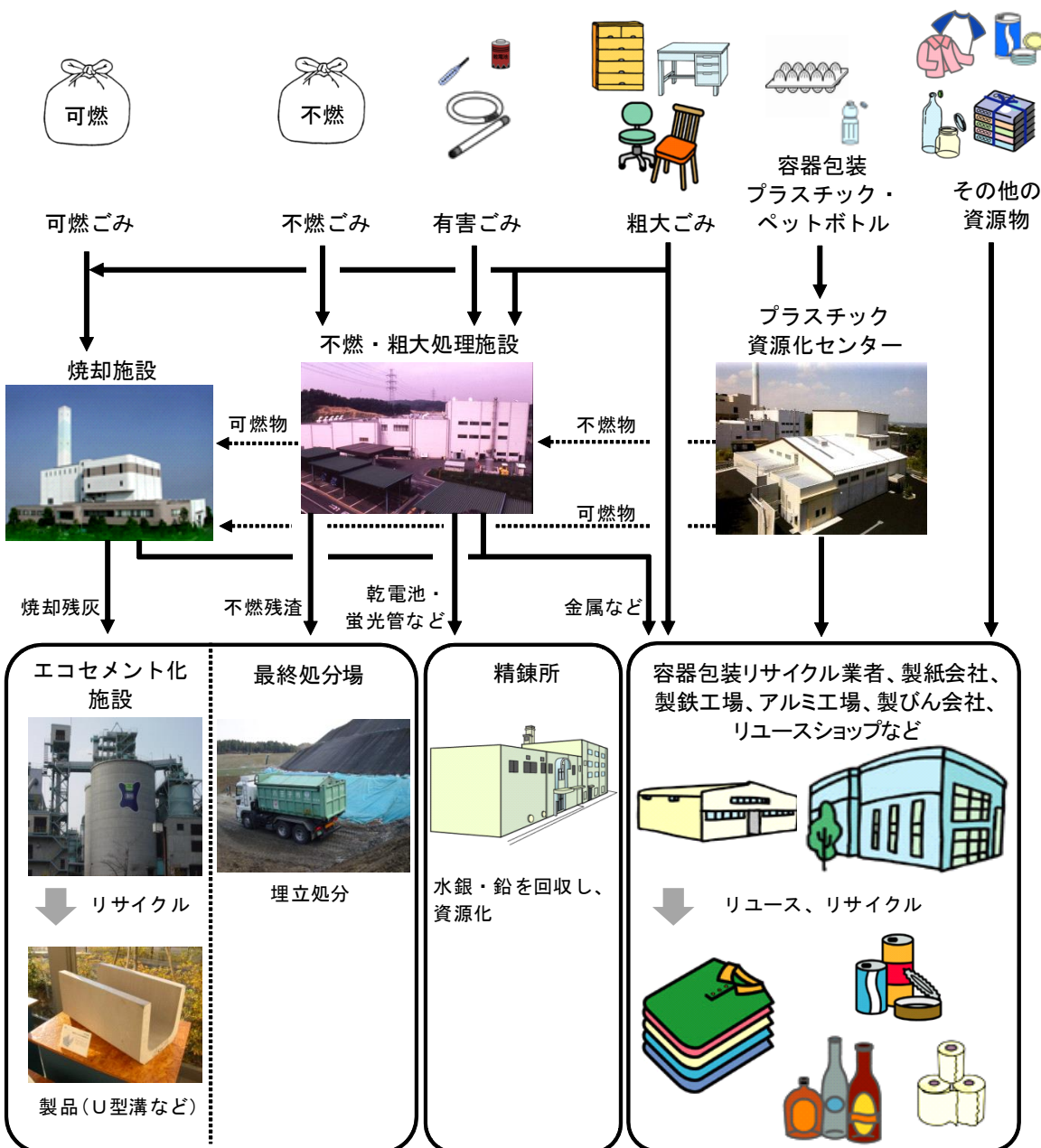
家庭系ごみ・資源物処理の流れ (図5-1)



戸建住宅



集合住宅等



## 2 資源集団回収事業

昭和55年6月に市内2地区をごみ減量モデル地区に指定し、集団回収によるごみ減量に効果をあげるとともに、ごみ減量運動の推進に努めてきた。更に昭和61年度から市内の住民団体等が実施する資源集団回収事業に対し、その回収量に応じて補助金を交付している。

また、平成19年度から平成24年度までの5年間、集団回収モデル事業として商店会が集団回収として回収した古紙の量に応じて補助金を給付していた（参加数は3商店会）。

(1) 資源集団回収状況（表4-4）※再掲

単位 [t]

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新 聞	4,012	3,774	3,607	3,260	3,011
ダ ン ボ ー ル	1,319	1,293	1,360	1,393	1,382
雑 誌 ・ 雑 紙	2,576	2,525	2,559	2,531	2,501
紙 パ ッ ク	79	77	80	81	81
生 き び ん	10	6	5	6	6
雑 び ん	24	55	53	59	60
ス チ ー ル 缶	38	36	38	39	40
ア ル ミ 缶	159	165	169	169	167
古 着 ・ 古 布	326	330	346	355	358
金 属 く ず	9	6	9	8	9
計	8,552	8,267	8,226	7,901	7,615
補 助 金 額 [円]	65,062,707	63,796,718	63,577,360	61,473,707	59,450,569
団 体 数 [団体]	389	392	390	388	388

(2) 補助単価（表5-5）

単位 [円/kg]

回収品目	紙 類				布類	び ん 類		金 属 類		
	新聞	ダンボール	雑誌	紙パック		生きびん	雑びん	スチール缶	アルミ缶	金属くず
補助単価	7	7	7	15	7	30	30	10	30	10

(3) 団体の分類（表5-6）

単位 [団体]

団 体	子供会 育成会	町 会 自治会	P T A 父母会	住宅管 理組合	老人会	児童会 生徒会	福 社 団 体	そ の 他	計
団体数	74	111	13	131	9	7	23	20	388

### 3 生ごみ処理機器等購入費の補助

昭和60年4月からごみ減量運動の一環として生ごみ堆肥化容器を斡旋し購入費の一部を補助していた。平成10年度から、従来の斡旋制度に代わり、処理機器等すべての機種について購入費の一部を補助してきた。平成19年4月から、更なる生ごみの減量を図るため、制度を見直し、補助額を引き上げた。平成24年度から、ダンボールコンポストとダンボールコンポスト専用基材及び発酵促進剤も補助対象とした。平成27年9月からは、ダンボールコンポストと専用基材の補助率を引き上げた。

表5-7：生ごみ処理機器等購入費の補助

単位 [件]

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生 ご み 処 理 機 器	ダンボールコンポスト	151 (204)	247 (303)	351 (392)	336 (388)	343 (394)
	コンポスト	34 (34)	43 (44)	45 (46)	29 (34)	30 (32)
	密閉式容器	16 (16)	12 (13)	11 (12)	7 (8)	9 (12)
	ディズボータ排水処理システム	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	電気式処理機	99 (99)	72 (72)	83 (83)	69 (69)	92 (92)
そ の 他	ダンボールコンポスト専用基材	53 (99)	36 (179)	92 (205)	107 (214)	133 (273)
	発酵促進剤		0 (47)	0 (55)	0 (11)	0 (19)
計		353 (452)	410 (658)	582 (793)	548 (724)	607 (822)
補助金額 [円]		2,394,700	2,150,570	2,881,218	2,524,997	2,870,396

※ ( ) については、補助対象個数とする。

※発酵促進剤については、生ごみ処理機器と同時に申請されたもののみ補助対象としている。

### 4 事業者へのごみの減量・適正排出指導

#### (1) 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出

一定規模以上（延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上または事業系一般廃棄物の排出量が年間 20 t 以上）の建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任、再利用計画書等の提出を義務付けている。

〔対象事業所〕

654 事業所

〔再利用計画書届出〕

525 事業所

#### (2) 訪問指導

市内の事業者に対し、ごみの減量や適正排出を促進するため、訪問指導を実施した。

95 事業所

#### (3) 内容物検査

清掃工場への不適正搬入を抑制するため、事業系一般廃棄物の内容物検査を実施した。

〔検査台数〕

116 台

## 5 ふれあい収集

ごみを排出することが困難な身体障害者・高齢者世帯等を対象に、ごみ・資源物を戸別に収集し、在宅での生活支援を行った。

表 5-8：ふれあい収集件数（年度末時点）

単位 [件]

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件 数	205	230	278	307	349
（うち声かけ件数）	(69)	(83)	(87)	(95)	(100)

## 6 紙面・メディアを利用した啓発

### (1) 家庭用ごみ・資源物収集カレンダー

可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物等の収集日の周知、並びにごみと資源物の正しい出し方を徹底するため、町別に 19 種類のカレンダーを作成し、戸別配布を行った。転入者・転居者へは窓口で配布している。

〔発行部数〕

408,800 部

### (2) 広報はちおうじ

ごみの減量・資源化について市民に周知するための広報紙として、広報はちおうじ折込「ごみゼロ通信」を発行し、戸別配布している。

〔発行部数〕

282,140 部

### (3) 社会科副読本

昭和 58 年度から環境学習の一環として、市立小学校 4 年生を対象とした社会科副読本「きれいなまち八王子」を作成し、授業に使用している。

〔発行部数〕

5,300 部

### (4) インターネット・ホームページの活用

平成 10 年度から本市のホームページにごみ・資源物収集カレンダーや、ごみと資源物の正しい出し方、ごみ減量やリサイクルに関する情報を掲載し啓発を行っている。

## (5) シンボルマーク及びリサイクルマスコットの活用



「ハート・リサイクルはちおうじ」

心の豊かさとゆとり、ものの大切さをハートで表現し、矢印でリサイクルを象徴している。



リサイクルマスコット「クルリ」

「リサイクル」の「クル」と「オオルリ」の「ルリ」を合わせて「クルリ」と命名した。

ごみ減量キャンペーンの一環として、市民からリサイクルのシンボルマークを募集し、平成4年度に最優秀作品を本市のシンボルマークに決定した。

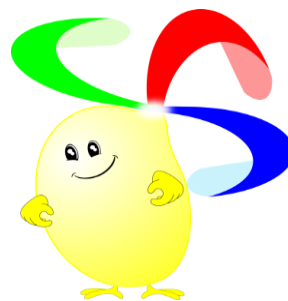
市民に親しみやすくりサイクル意識を啓発するために、平成5年度の第4回リサイクルまつりでリサイクルマスコットを募集。市の鳥「オオルリ」に決定し、翌年の第5回リサイクルまつりで「クルリ」と命名。市のポスター、ちらし等の印刷物に掲載し、広く市民にリサイクルを呼びかけている。



「マイバッグシンボルマーク」

英字のMYをハート型にデザインし微笑む顔にすることで、マイバッグを持つ人の「レジ袋はいりません」というごみ減量への優しい気持ちを表現している。

マイバッグ持参運動を開始するに当たり、平成17年度に市民から公募し、マイバッグシンボルマークを決定し、市が作成したマイバッグ等に印刷してマイバッグの普及に活用している。



戸吹クリーンセンターマスコット「プクリン」

プラスチック資源化センター竣工時にこれまでの可燃ごみ、不燃ごみに加えプラスチック等も処理するということから、プラスチック＋クリーンで「プクリン」と命名した。

平成22年のプラスチック資源化センターの稼働に伴い、平成24年に見学用のイメージキャラクターとして作成された。パンフレットや環境イベント等で、戸吹クリーンセンターの紹介や、分別の啓発に活用している。

## 7 ごみゼロ社会推進協議会の運営

廃棄物減量・再利用推進審議会が環境審議会に統合されたことに伴い、平成18年度に「ごみゼロ社会推進協議会」を設置した。廃棄物の減量及び再利用の促進等について委員から意見を聴取し、施策の具体化を図る。平成29年度は、ごみ処理基本計画改定に向けた現計画の施策評価や生ごみ削減の取組等について協議した。

〔委員数〕 15名

## 8 八王子市廃棄物減量・再利用推進員（リサイクル推進員）制度

平成6年8月に町会・自治会ごとの推薦によって、推進員制度を発足させた。任期は2年間。ごみ問題やリサイクルについて行政と市民をつなぐリーダーとして、また地域のリサイクルリーダーとして、地域住民へごみ減量・リサイクルについての啓発、資源物の持ち去り防止の協力、不法投棄の発見通報等の活動を担っている。

〔リサイクル推進員数（平成29年度末）〕 430名

## 9 出前講座

市民にごみの減量と再利用の大切さを学んでもらうことを目的として、平成10年10月から実施している「はちおうじ出前講座」により「ごみの減量とリサイクル」について講座を開いた。

〔出前講座開催件数〕 36件

〔受講者数〕 3,437名

## 10 施設見学・職場体験

市民のごみ問題に関する知識の習得や意識向上を目的として、施設見学や職場体験の受け入れを行った。

・受け入れ人数

〔戸吹クリーンセンター〕 1,811名

〔北野清掃工場〕 2,743名

## 11 戸吹クリーンフェスタの開催

環境施設の集まる戸吹地区をより市民に親んでもらうため、地元企業や町会などと連携し、環境啓発、模擬店、リユース品無料抽選会、少年野球教室等を開催した。

〔開催日〕 平成29年7月8日

〔来場者数〕 1,490名

## 12 イベント参加

「フラワーフェスティバル由木」「環境フェスティバル」「消費生活フェスティバル」などの行事に参加し、広く市民に啓発活動を展開している。

### 13 八王子市エコショップ認定制度

平成17年12月から、買い物袋持参運動の推進、エコ商品の販売など、ごみの発生を抑制する取り組みを行っている環境に配慮した小売店を募集し、「八王子市エコショップ」として認定する制度を開始した。認定店については、広報やホームページを通じ、市民に周知して利用促進を図っている。

〔エコショップ認定店数（平成29年度末）〕 111店舗

### 14 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

集合住宅におけるごみ・資源物適正排出及び集積所適正管理の確立を図るため、平成18年7月から「出し方ルール・集積所維持管理」が適正な集合住宅の集積所を、優良集積所として認定する制度を開始した。認定された集積所へ優良認定マーク及び認定証を交付することで、居住者等へ減量・分別意識の更なる高揚を図っている。

〔優良集積所認定数（平成29年度末）〕 132件

### 15 マイバッグ持参運動の推進

身近にできる発生抑制策として、使い捨ての象徴とされるレジ袋を削減することでごみ減量と生活習慣を見直す契機となるようマイバッグの普及を図るため、平成20年度に10月を「マイバッグ利用促進月間」、10月5日を「マイバッグの日」と制定し、マイバッグ利用促進月間のポスター、横断幕の掲示を行い啓発した。

### 16 廃食用油資源化事業

平成19年度から、環境負荷低減を図るため、市内小学校から回収した廃食用油を用いて精製したバイオディーゼル燃料（BDF）を使用して、ごみ収集車の運行を開始した。また環境啓発として、小学校児童向けの出前講座等にラッピングを施したBDF使用車両を活用している。

〔廃食用油回収校数〕 22校

〔車両運用台数〕 6台

### 17 北野余熱利用センター「あったかホール」の運営

平成9年10月1日に北野清掃工場の余熱を利用した室内プール、浴室のほか、多目的ホール、会議室、和室及びリサイクル啓発施設を持つ北野余熱利用センター「あったかホール」を開館した。

また、平成17年1月には市民・事業者をはじめ環境保全を行う団体等が地域に根ざした環境保全活動を行える拠点として「エコひろば」環境学習室を、平成28年4月には地球温暖化対策を推進する地域の活動拠点として「クールセンター八王子」を開設した。

なお、平成18年度からは、リサイクル公社に代わり指定管理者が施設の管理運営及び市民のごみ減量・リサイクル文化の啓発などを担うこととなった。

〔指定管理者〕 ㈱京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ㈱共同事業体

(1) リサイクルショップ（リユースマート）の運営

家庭で不用となった家具や電気製品の展示・斡旋や、自転車商組合との提携による再生自転車の斡旋販売を行った。

・不用品の斡旋販売

〔搬入件数〕	10,723 件
〔販売件数〕	6,607 件
〔販売重量〕	16,963 kg

・再生自転車斡旋販売

〔販売台数〕	514 台
〔販売重量〕	7,710 kg

(再生自転車については「リサイクル自転車まつり」を6回開催した。)

(2) あったかホールまつりの開催

地域とのふれあい、環境啓発施設の認知度の向上を目的とし、近隣4町会の協力のもと、模擬店、フリーマーケット、コンサート、体験講座等を開催した。

〔開催日〕	平成29年11月5日
〔来場者数〕	19,263名

(3) フリーマーケットの開催

・屋外フリーマーケット

〔来場者数〕	27,155名
--------	---------

・屋内フリーマーケット

〔来場者数〕	2,840名
--------	--------

18 分別回収・資源化事業（各回収量・資源化量については表4-2、表4-3、表4-5を参照）

(1) 古紙分別回収事業

新聞、ダンボール、雑誌・雑紙については、平成4年3月からモデル回収事業として、週3回の可燃ごみ収集とは別に週1回の「古紙回収日」を設け、市が直接収集していた。平成6年4月から、可燃ごみの週3回収集から週2回収集への変更に伴い、全市域で古紙分別回収を開始した。

紙パックについては、平成4年9月に牛乳パックの集団回収団体で構成されている「八王子市紙容器・紙パックリサイクル会」と資源運搬業者、行政の三者が協力して拠点回収を開始した。

古紙分別回収事業は平成16年10月から全市域で隔週による分別回収を開始し、平成22年10月から戸別回収している。紙パックの拠点回収は平成24年3月で終了した。

(2) 空きびん分別回収事業

平成2年11月から空きびんモデル回収事業を実施した。その後、段階的に対象地域を広げ、平成6年12月から全市域に拡大し、平成22年10月から戸別回収している。



### (3) 空き缶分別回収事業

平成9年9月から一部地域でモデル回収事業を実施。平成10年6月から市内全域に拡大し、平成22年10月から戸別回収している。

### (4) 古着・古布分別回収事業

平成10年10月から市内全域で古着・古布分別回収事業を実施。平成16年10月から毎月1回収をした。平成22年10月から戸別回収を開始するとともに、隔週回収している。

### (5) 容器包装プラスチック分別回収事業

平成12年10月から平成16年3月まで、元八王子町一丁目から三丁目までの約4,000世帯を対象に、モデル回収事業として分別回収を実施。平成16年10月から全市域で回収品目をボトル容器、発泡スチロール製の容器・トレイ・緩衝材に限定して分別回収を開始した。平成22年10月からは回収品目をすべてのプラスチック製容器包装に拡大し戸別回収を開始した。回収したプラスチック製容器包装はプラスチック資源化センターにおいて圧縮梱包している。

### (6) ペットボトル拠点回収・分別回収事業

平成8年6月から、元八王子町一丁目から三丁目までを対象にモデル回収事業を実施。平成10年10月から平成25年9月まで、市内のペットボトルを扱っているスーパーや酒店等の協力により、店頭等に回収ボックスを設置し、週2回の回収を行った。また、平成16年10月から拠点回収に加え、全市域で隔週（平成17年から7月～9月は毎週）による分別回収を開始し、回収したペットボトルを戸吹ペットボトル保管施設において圧縮梱包した。平成22年10月からは戸別回収を開始するとともに、回収したペットボトルをプラスチック資源化センターにおいて圧縮梱包している。

### (7) はがき類拠点回収事業

平成12年9月からはがき類の拠点回収事業を実施。平成29年度は、1月から2月にかけて市内61ヶ所の郵便局及びごみ減量対策課窓口回収ボックスを設置し、回収を行っている。

### (8) 事業系古紙拠点回収事業

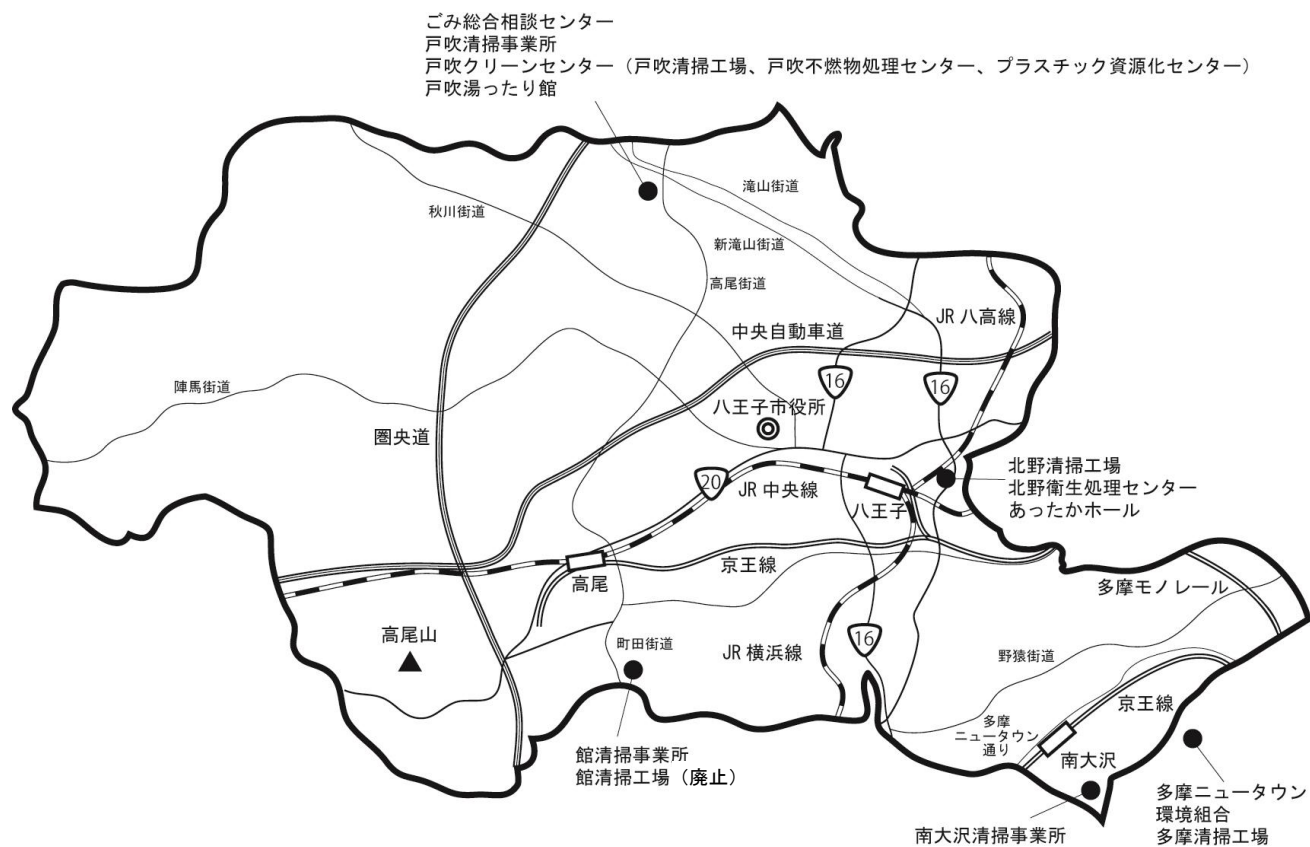
平成20年2月から、主に事業者を対象として古紙無料持込場所（ストックヤード、ストックスペース）を清掃施設及び事務所等に設置した。

<memo>

## 第6章 施設・車両

### 1 ごみ収集・処理施設

#### (1) 八王子市清掃関連施設配置図（図 6-1）



(2) 戸吹清掃事業所・戸吹清掃工場

所在地 : 八王子市戸吹町 1916 番地

面積 : 21,444.66 m<sup>2</sup> (公簿)

都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ焼却場 平成6年5月20日 第110号

表 6-1 : ごみ処理 (焼却) 施設概要

建設年月日	着工 平成6年9月 竣工 平成10年3月
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階・PH2階・地下2階建 14,901.63 m <sup>2</sup>
炉の形式	全連続燃焼式機械炉 (ストーカ式)
焼却能力	300 t/日 (100 t/日×3基)
可燃破砕機	二軸せん断式 30 t/5h
設計施工者	日本鋼管株式会社
事業費	総工事費 22,721,800 千円
公害対策	除塵 バグフィルター 3基 (3炉) 能力 処理ガス量 32,000 m <sup>3</sup> N/h 出口含じん量 0.02 g/m <sup>3</sup> N以下 ダイオキシン類 1.0 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	汚水処理 場内排水 処理後場内再利用及び公共下水道へ放流 (生物処理・凝集沈殿・砂ろ過・活性炭/キレート吸着190 m <sup>3</sup> /日) ピット汚水 炉内噴霧により焼却処理
	塩化水素 消石灰による乾式煙道吹込み 出口濃度 25 ppm以下
	硫酸化合物 消石灰による乾式煙道吹込み 出口濃度 20 ppm以下
	窒素化合物 アンモニア水による触媒・無触媒脱硝 出口濃度 50 ppm以下
余熱利用	発電 (蒸気タービン 2,080 kW×1基 電圧: 6.6 kV) 場内 給湯・暖房・冷房 戸吹不燃物処理センターへ蒸気・温水供給、戸吹湯ったり館へ蒸気供給
灰溶融設備	形式 電気抵抗式灰溶融炉 能力 36 t/日 (18 t/日×2基) ※2基休止中

表 6-2 : 附帯施設概要

収集部門管理棟 (戸吹清掃事業所)	鉄筋コンクリート造・地上5階建 (1階収集車駐車場含む)	3,155.62 m <sup>2</sup>
上水揚水設備	副受水槽室 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建 FRP製副受水槽・揚水ポンプ一式	32.00 m <sup>2</sup>
計量設備	計量室 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建 秤量重量 30,000 kg 最小目盛 10 kg 計量方式 ロードセル式・自動記録印字式	163.69 m <sup>2</sup>
送油ポンプ室	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建	7.73 m <sup>2</sup>
危険物倉庫	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建	20.00 m <sup>2</sup> 2棟
収集車車庫	①鉄骨造・平屋建 ②鉄骨造・平屋建	419.90 m <sup>2</sup> 137.70 m <sup>2</sup>
車両整備庫	鉄骨造・地上2階建	263.90 m <sup>2</sup>
倉庫	鉄骨造・地上2階建	77.00 m <sup>2</sup>
給油スタンド	鉄骨造・平屋建 ガソリンタンク 10 kl 軽油タンク 20 kl	82.98 m <sup>2</sup>
洗車場	手洗洗車場 鉄骨造・平屋建 自動洗車装置 (噴射水量 200 l/台)	327.26 m <sup>2</sup> 同時洗車台数 10 台
駐輪場	鉄骨造・平屋建	12.96 m <sup>2</sup> 2棟
BDF精製設備	BDF自動製造プラント・メタノール触媒混合装置 攪拌機付一次反応タンク・常温脱水濾過装置 BDF精製量 100 l/日 連続減圧蒸留装置 (平成22年6月18日設置)	

(3) 戸吹不燃物処理センター

所在地 : 八王子市戸吹町 1916 番地  
 面積 : 21,755 m<sup>2</sup> (実測)  
 都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ処理場 平成 2 年 1 月 12 日 第 109 号

表 6-3 : ごみ処理 (不燃・粗大処理) 施設概要

建設年月日	着工 平成 2 年 6 月 竣工 平成 4 年 3 月
設備更新工事 年月日	着工 平成 25 年 6 月 竣工 平成 27 年 2 月
建物の構造・面積	鉄骨 (一部鉄筋コンクリート) 造 3 階建 6,305.51 m <sup>2</sup>
選別方式	機械選別・手選別
処理能力	34.0 t/日 (不燃ごみ : 28.4 t/日、粗大ごみ 5.6 t/日、5 時間稼働)
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	鉄類、アルミ類、小型家電類、ガラス及び陶磁器類、可燃物、不燃残渣
設計施工者	株式会社栗本鐵工所
設計施工者 (更新工事)	メタウォーター株式会社
事業費	総工事費 4,552,600 千円
事業費 (更新工事)	総工事費 892,500 千円

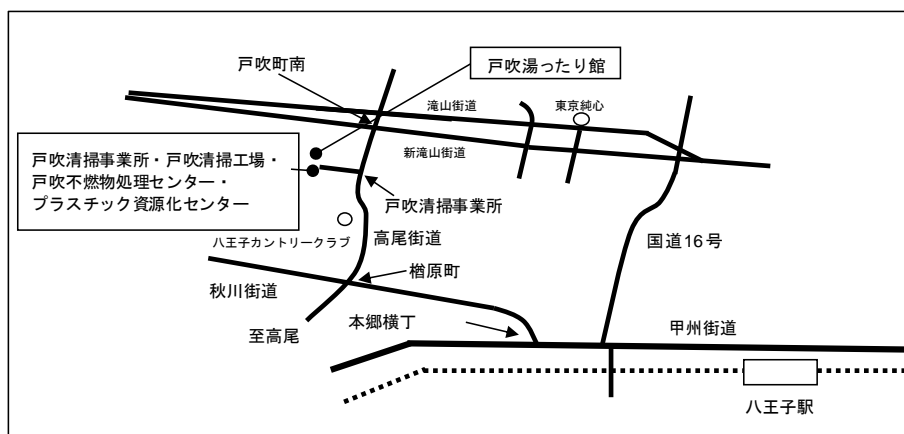
(4) プラスチック資源化センター

所在地 : 八王子市戸吹町 1920 番地  
 面積 : 17,792.00 m<sup>2</sup> (実測)  
 都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ処理場 平成 21 年 1 月 19 日 第 2 号

表 6-4 : 資源化施設概要

建設年月日	着工 平成 21 年 6 月 竣工 平成 22 年 9 月
建物の構造・面積	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建 3,806.93 m <sup>2</sup>
処理方式	機械選別・手選別・圧縮梱包
処理能力	プラスチック 40 t/日・ペットボトル 12 t/日
処理対象	容器包装プラスチック・ペットボトル
選別種類	容器包装プラスチック・ペットボトル・不適物
設計施工者	メタウォーター株式会社
事業費	総工事費 1,444,800 千円

図 6-2 : 交通アクセス



- 高尾街道を「檜原町」交差点よりサマーランド方面に向かい、八王子カントリークラブを過ぎた後、「戸吹清掃事業所」交差点を左折する。
- 国道16号から新滝山街道へと入り、「戸吹町南」交差点を左折し、「戸吹清掃事業所」交差点を右折する。
- 京王八王子駅から「武蔵五日市駅（秋川駅経由）行き」「秋川駅（雨間経由）行き」「イオンモール日の出行き」「戸吹スポーツ公園入口行き」バスで「戸吹スポーツ公園入口」下車。

(5) 館清掃事業所・館清掃工場

所在地 : 八王子市館町 2700 番地

面積 : 63,645.51 m<sup>2</sup> (実測)

都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ焼却場 昭和 53 年 9 月 20 日 第 55 号

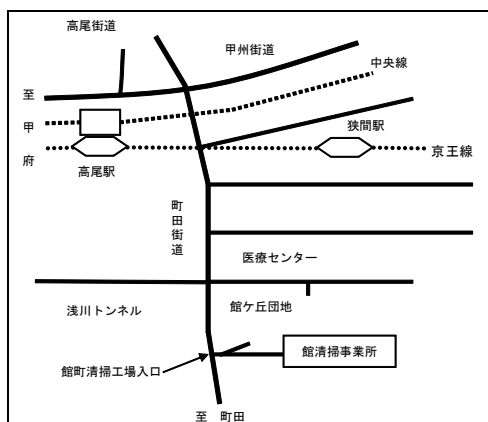
表 6-5 : ごみ処理 (焼却) 施設概要 (平成 22 年 9 月末から停止、平成 28 年 9 月廃止)

建設年月日	着工	昭和53年10月
	竣工	昭和56年3月
建物の構造・面積	鉄骨鉄筋コンクリート (一部鉄骨) 造 4階建地下2階 7,897 m <sup>2</sup>	
炉の形式	全連続燃焼式機械炉 (ストーカ式キルン付)	
焼却能力	300 t/日 (150 t/日×2基)	
事業費	総事業費	3,538,528 千円

表 6-6 : 附带施設概要

収集部門管理棟 (館清掃事業所)	鉄筋コンクリート造・2階建	2,355 m <sup>2</sup>
収集車車庫	鉄骨造・平屋建	1,281 m <sup>2</sup>
車両整備庫	鉄骨造・平屋建	156 m <sup>2</sup>
洗車場 (ブラシ洗浄式含む)	鉄骨造・平屋建	540 m <sup>2</sup>
危険物倉庫	コンクリートブロック造・平屋建	20 m <sup>2</sup>
給油スタンド	鉄骨造・平屋建 10,000 l タンク1基	30 m <sup>2</sup> 計量器ダブル両面
資源物保管倉庫	軽量鉄骨造・平屋建	270 m <sup>2</sup>

図 6-3 : 交通アクセス



○町田街道を町田方面に向かい、「館町清掃工場入口」交差点を左折してすぐ。

○JR 高尾駅南口から「館ヶ丘団地行き」バスで終点「館ヶ丘団地」下車、徒歩 3 分。



## (6) 南大沢清掃事業所

多摩ニュータウン地域から排出される一般廃棄物の収集効率の向上を図るため、収集車両基地として建設した。

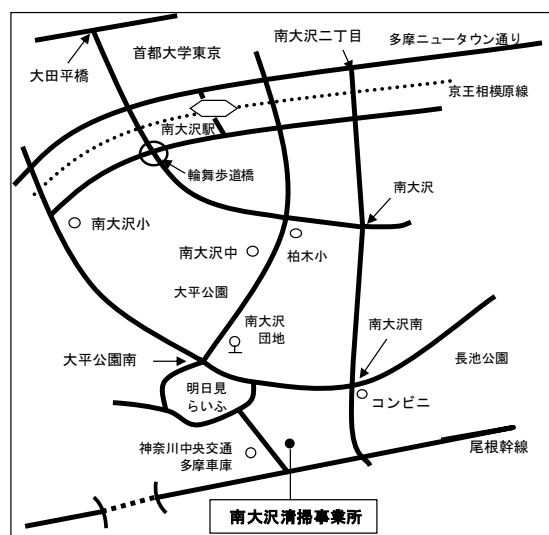
所在地 : 八王子市南大沢三丁目 20 番地

面積 : 5,636.27 m<sup>2</sup> (実測)

表 6-7 : 施設概要

建設年月日	着工 平成2年6月 竣工 平成3年3月		
建物の構造・面積	管理棟	鉄筋コンクリート造・2階建	992.02 m <sup>2</sup>
	車庫	鉄骨造・平屋建	495.00 m <sup>2</sup>
	車両整備庫	鉄骨造・平屋建	182.00 m <sup>2</sup>
	手洗洗車場	鉄骨造・平屋建	215.00 m <sup>2</sup>
	危険物倉庫	コンクリートブロック造・平屋建	12.90 m <sup>2</sup>
	給油スタンド	鉄骨造・平屋建	32.00 m <sup>2</sup>
	自転車置場	鉄骨造・平屋建	32.25 m <sup>2</sup>
事業費	総事業費 (附帯工事を含む)		455,968 千円
追加施設 (平成20年3月竣工)	資源物保管倉庫 軽量鉄骨/プレハブ造・平屋建		42.13 m <sup>2</sup>

図 6-4 : 交通アクセス



- 多摩ニュータウン通りより、「南大沢二丁目」交差点を南に向かい、約 1 km 先の「南大沢南」交差点を右折。次の T 字路を左折し、続いて次の T 字路を左折してすぐ。
- 京王相模原線南大沢駅より「南大沢団地循環」または「京王堀之内駅（長池小学校入口経由）行き」バスで「南大沢団地」下車徒歩 10 分。
- 京王相模原線・JR 横浜線橋本駅より「神奈中多摩車庫行き」バスで終点「神奈中多摩車庫」下車徒歩 0 分。

(7) 北野清掃工場

所在地 : 八王子市北野町 596 番地 3

面積 : 6,814.10 m<sup>2</sup> (実測)

都市計画決定 : 八王子都市計画ごみ焼却場 平成 4 年 3 月 30 日 第 60 号

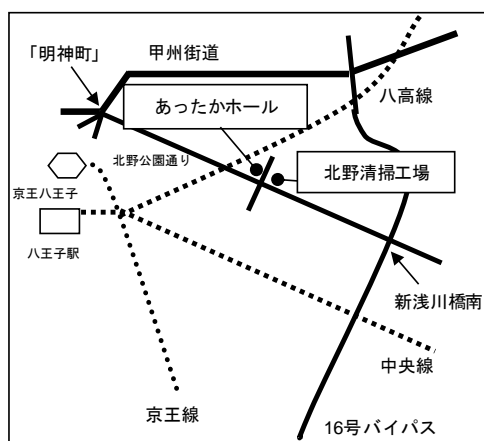
表 6-8 : ごみ処理 (焼却) 施設概要

建設年月日	着工 平成 4 年 9 月 竣工 平成 6 年 9 月
建物の構造・面積	鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート (一部鉄骨) 造 5 階建地下 1 階 4,299.40 m <sup>2</sup>
炉の形式	全連続燃焼式機械炉 (ストーカ式)
焼却能力	100 t/日 (100 t/日 × 1 炉)
設計施工者	日立造船株式会社
事業費	総工事費 5,860,700 千円
公害対策	除塵 バグフィルター 1 基 能力 処理ガス量 44,000 m <sup>3</sup> N/h 出口含じん量 0.02 g/m <sup>3</sup> N 以下 ダイオキシン類 1.0 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	排水処理 生活排水 下水道放流 場内排水 灰押出機内主灰用冷却水として使用 ピット汚水 炉内噴霧により焼却処理
	塩化水素 消石灰による乾式煙道吹込み 出口濃度 25 ppm 以下
	窒素酸化物 尿素水による無触媒脱硝 出口濃度 90 ppm 以下
	硫黄酸化物 消石灰による乾式煙道吹込み 出口濃度 20 ppm 以下
余熱利用	場内 給湯・暖房 あったかホール プール、風呂用温水・冷暖房供給

表 6-9 : 附帯施設概要

洗車場	手洗洗車場 90 m <sup>2</sup> (屋根なし)	1 回洗車台数 3 台
計量設備	計量室 鉄筋コンクリート造	15 m <sup>2</sup>
	秤量重量	30,000 kg
	最小目盛	10 kg
	計量方式	ロードセル式デジタル表示・自動記録印字型
危険物倉庫	コンクリートブロック造	4.62 m <sup>2</sup>

図 6-5 : 交通アクセス



- 16号バイパスから「新浅川橋南」交差点を八王子駅方面に向かい、「あったかホール」交差点を右折してすぐ。
- 「明神町」交差点から北野公園通りに入り「あったかホール」交差点を左折してすぐ。
- JR 八王子駅北口から「八王子車庫行き」バスで「あったかホール前」下車。

(8) 多摩清掃工場

多摩ニュータウンを中心とした地域のごみを共同処理するため多摩ニュータウン環境組合を設立した。

構成団体 : 八王子市・町田市・多摩市  
 組織体制 : 平成5年4月1日、地方自治法第284条に基づき設立された「一部事務組合」  
 所在地 : 多摩市唐木田二丁目1番地1  
 面積 : 35,622.91 m<sup>2</sup> (公簿)  
 都市計画決定 : 多摩都市計画ごみ焼却場 昭和45年1月8日 第1号  
 昭和63年3月10日 変更

表 6-10 : ごみ処理 (焼却) 施設概要

建設年月日	着工 平成6年7月 竣工 平成10年3月 (その1) 平成14年3月 (その2)	
建物の構造・面積	鉄骨鉄筋コンクリート造 (地下1階・地上6階)	4,633.22 m <sup>2</sup> (その1) 1,758.65 m <sup>2</sup> (その2)
炉の形式	全連続燃焼式機械炉(ストーカ式)	
焼却能力	400 t/日 (200 t/日×2基)	
可燃破砕機	二軸せん断式 5 t/h	
設計施工者	日立造船株式会社 (その1・その2) 熊谷・今治・拓栄建設共同企業体 (その2)	
事業費	総工事費 25,729,400 千円 (その1) 2,530,500 千円 (その2)	
公害対策	除塵	バグフィルター 2基 (2炉) 能力 処理ガス量 72,840 m <sup>3</sup> N/h 出口含じん量 0.02 g/m <sup>3</sup> N以下 ダイオキシン類 0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	汚水処理	有機系 活性汚泥及び膜ろ過処理後公共下水道放流 無機系 凝集沈殿及び重金属処理後公共下水道放流 ピット汚水 ごみ混入による焼却処理
	塩化水素	消石灰による乾式煙道吹込み 出口濃度 25 ppm以下
	窒素酸化物	アンモニア水による触媒脱硝 出口濃度 56 ppm以下
余熱利用	発電 (蒸気タービン 8,000 kW×1基 電圧: 66 kV) 場内 給湯・暖房・冷房 多摩市総合福祉センター 温水供給	

表 6-11：附帯施設概要

計 量 設 備	入口計量棟	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建	99.00 m <sup>2</sup>
	出口計量棟	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・平屋建	162.00 m <sup>2</sup>
	秤量重量	30,000 kg	
	最小目盛	10 kg	
	計量方式	ロードセル式デジタル表示・自動記録印字型	
危 険 物 倉 庫	鉄筋コンクリート造・平屋建	40.00 m <sup>2</sup>	
外 部 便 所	鉄筋コンクリート造・平屋建	8.28 m <sup>2</sup>	

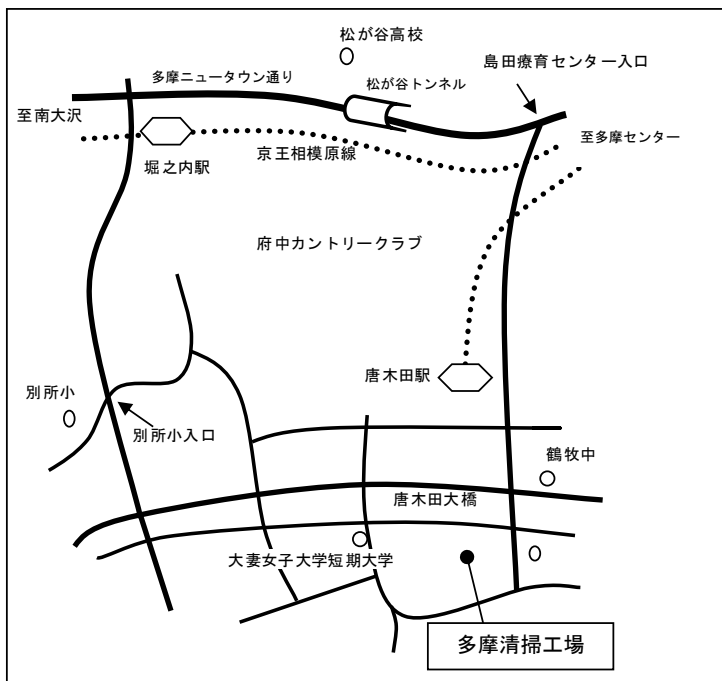
表 6-12：ごみ処理（不燃・粗大処理）施設概要

建 設 年 月 日	着 工	平成11年7月
	竣 工	平成14年3月
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造）	
	地下1階・地上6階	4,524.38 m <sup>2</sup>
処 理 方 式	横型回転衝撃式	
処 理 能 力	90 t/5h（不燃系40 t/5h×2系列・粗大系5 t/5h×2系列）	
処 理 対 象	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ	
選 別 種 類	手選別	有害ごみ・携帯電話・基板・コード
	機械選別	鉄類・可燃物・不燃物・アルミ
設 計 施 工 者	日造・熊谷・今治建設協同企業体（リサイクルセンター含む）	
事 業 費	総工事費	5,281,500 千円（リサイクルセンター含む）

表 6-13：リサイクルセンター概要

建 設 年 月 日	着 工	平成11年7月
	竣 工	平成14年3月
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造	1,237.29 m <sup>2</sup>
	1階	： エントランスホール、展示ホール、リサイクル工房、事務室
	2階	： 多目的室、ホール
	3階	： エレベーターホール

図 6-6 : 交通アクセス



- 多摩ニュータウン通りより、島田療育センター入口から町田方向に向かい 1.5 km ほど直進し、突き当たりを右折してすぐ。
- 小田急多摩線唐木田駅から徒歩 5 分。

## (9) 戸吹最終処分場

戸吹最終処分場は昭和57年4月に埋立を開始し、平成7年2月埋立が終了した。平成9年3月には埋立処分終了届を提出した。なお、汚水処理施設は現在も稼働し処理を行っている。

所在地 : 八王子市戸吹町1800番地

表6-14：戸吹最終処分場（埋立地）概要

埋立方式	管理型
埋立容量	焼却残渣 173,325 m <sup>3</sup>
	不燃物 563,075 m <sup>3</sup>
	その他 29,877 m <sup>3</sup>
覆土量	173,023 m <sup>3</sup>
計	939,300 m <sup>3</sup>

表6-15：汚泥処理施設概要

建設年月日	着工 昭和56年3月7日
	竣工 昭和57年3月31日
敷地面積	1,750 m <sup>2</sup>
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造 延1,116.83 m <sup>2</sup>
処理方式	生物脱窒処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、滅菌処理及び脱水処理（公共下水道放流に伴い薬品処理は休止中）
処理能力	処理能力 250 m <sup>3</sup> /日
	貯留能力 1,500 m <sup>3</sup>

(10) 東京たま広域資源循環組合 谷戸沢処分場（昭和59年4月1日開場）

構成団体 : 八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市  
 ・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市  
 ・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市  
 ・羽村市・※西東京市・瑞穂町（25市1町）  
 ※平成13年田無市と保谷市が合併、西東京市となる。組合発足時は26市1町。

組織体制 : 昭和55年11月1日、地方自治法第284条第2項に基づき設立された「一部事務組合」

所在地 : 西多摩郡日の出町大字平井字谷戸

面積 : 45.3 ha

表 6-16 : 最終処分場概要

建設年月日	着工 昭和57年7月26日 竣工 昭和59年4月1日
埋立面積	22 ha
埋立容量	380 万 m <sup>3</sup> （うち覆土120 万 m <sup>3</sup> ）
埋立開始年月	昭和59年4月1日
埋立期間	約14年 （平成10年4月閉場）
事業費	約12,000,000 千円 ※事業費には用地買収費、補償費等を含む。

※八王子市の焼却残渣及び不燃物の搬入は平成7年3月1日から開始し、平成10年4月6日で終了した。



## (11) 東京たま広域資源循環組合 ニツ塚処分場(平成10年1月29日開場)

構成団体	: 八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市 ・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市 ・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市 ・羽村市・※西東京市・瑞穂町(25市1町) ※平成13年田無市と保谷市が合併、西東京市となる。組合発足時は26市1町。
組織体制	: 昭和55年11月1日、地方自治法第284条第2項に基づき設立された「一部事務組合」
所在地	: 西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
面積	: 59.1 ha

表 6-17 : 最終処分場概要

建設年月日	着工 平成8年3月19日 (本体工事着手) 竣工 平成10年9月30日 (第一期工事)
埋立面積	18.4 ha
埋立容量	370万m <sup>3</sup> (うち覆土120万m <sup>3</sup> )
埋立開始年月	平成10年1月29日
埋立期間	平成10年1月29日～平成40年3月(予定) ※この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。
事業費	総工事費 約50,000,000千円(見込み) ※事業費には用地買収費、補償費等を含む。

※八王子市の焼却残渣及び不燃物の搬入は、平成10年4月7日から開始している。

表 6-18 : エコセメント化施設概要

建設年月日	造成工事	平成15年2月
	建設工事	平成16年1月
	施設の稼働	平成18年7月
施設面積	施設用面積	約4.6 ha
	(二ツ塚処分場全体面積 約59.1 ha)	
施設規模	焼却残渣(注1)等の処理量	約300 t/日
	エコセメント生産量	約430 t/日
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残渣、 溶融飛灰(注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残渣ほか	
事業費	建設費	27,200,000 千円
	維持管理費(計画)	約2,640,000 千円/年

※ 平成18年7月1日からエコセメント化施設が本格稼働し、多摩地域25市1町の焼却施設から排出される焼却残渣は、エコセメントの原料として利用される。

注1 焼却残渣：焼却灰(焼却後の残渣物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)のことをいう。

注2 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじんのことをいう。

注3 分割埋立：埋立てられた焼却残渣をエコセメント化施設稼働後に再処理(エコセメント化)を行うため平成12年9月より、焼却残渣と不燃物をそれぞれエリア分けした埋立を開始した。

図 6-7 : 谷戸沢処分場・二ツ塚処分場所在地



## 2 ごみ収集車両等保有状況

## (1) 直営車両（平成30年3月31日現在）（表6-19）

区 分	車 種		積 載 量	保 有 台 数 [台]						
				総合	戸吹	館	南大沢	戸ク	北工	計
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク 収 集 用	ロータリー車	標準型	2.00 t		9	9	1			19
		コンテナ併用型	4.00 t		2	2	1	2		7
	圧縮板式プレス車	標準型	2.00 t		29	20				49
		コンテナ併用型	4.00 t		2					2
粗 大 ご み ・ 美 化 ・ 不 法 投 棄 等 収 集 用	深ボデーダンプ車		2.00 t	1	4	4	2			11
	軽ダンプ車		0.35 t	1	10	14	4			29
選 別 物 等 運 搬 用	圧縮板式プレス車	標準型	8.00 t					4		4
	軽ダンプ車		0.35 t					3	1	4
側 溝 清 掃 用	ダブルキャブ		2.00 t		1	1				2
	船底ダンプ車		2.00 t		1	1				2
構 内 整 備 用	バキュームダンパー		1.6 kl		1	1				2
	ホイールローダー				2	2	1	1		6
	フォークリフト							3		3
	ショベルローダー								1	1
	高所作業車					1				1
清掃パトロール用等	軽自動車等			3	7	6	2	4		22
計				5	68	61	11	17	2	164

※総合 : ごみ総合相談センター

※戸吹 : 戸吹清掃事業所

※館 : 館清掃事業所

※南大沢 : 南大沢清掃事業所

※戸ク : 戸吹クリーンセンター

※北工 : 北野清掃工場

## (2) 委託車両（平成30年3月31日現在）

表6-20: 可燃ごみ、新聞収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]				計
		(株)環境システム サービス	南栄産業(株)	(有)三和興業	(株)完山金属	
パッカー車	2.00 t	11	14	15	15	55
	4.00 t	4	1	1	1	7
計		15	15	16	16	62

表 6-21 : 不燃ごみ収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 ( 予 備 車 両 含 む )				計
		(株)ガイア	(株)まごころ 清掃社	(株)工藤商店	(株)完山金属	
パッカー車	2.00 t	3	2	3	1	9
	3.00 t		3		4	7
	4.00 t	1	1	1	2	5
計		4	6	4	7	21

表 6-22 : 古紙 (雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック) 収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数				計
		(株)第一資源	南栄産業(株)	八王子 環境・資源 リサイクル(協)	八王子 びん廃プラ リサイクル(協)	
パッカー車	2.00 t	2	2	7	14	25
	3.00 t	5	5	2		12
	4.00 t		2	3		5
	6.00 t		1			1
平ボディ車	2.00 t	1			1	2
	4.00 t	2				2
ダンプ車	2.00 t					0
	3.00 t	1	1			2
計		11	11	12	15	49

表 6-23 : 空きびん、古着・古布収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数		計
		八王子 資源化事業(協)	八王子 環境・資源 リサイクル(協)	
平ボディ車	1.50 t	1	1	2
	2.00 t		15	15
	3.00 t		1	1
ダンプ車	2.00 t	10	3	13
	3.00 t	6	1	7
計		17	21	38

表 6-24 : 空き缶収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]		
		八 王 子 資 源 化 事 業 協	(株)まごころ 清 掃 社	計
パ ッ カ ー 車	2.00 t	10	11	21
平 ボ デ ィ 車	2.00 t	1		1
ダ ンプ 車	2.00 t	1		1
計		12	11	23

表 6-25 : ペットボトル収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]				
		南 栄 産 業 (株)	(株)環 境 シ ス テ ム サ ー ビ ス	(株)ガ イ ア	(株)完 山 金 属	計
パ ッ カ ー 車	2.00 t	3	4	3	3	13
	3.00 t				2	2
	4.00 t	2	1		1	4
計		5	5	3	6	19

表 6-26 : 粗大ごみ収集車両

車 種	積 載 量	保 有 台 数 [台]		
		(株)工 藤 商 店	八 王 子 容 器 有	計
平 ボ デ ィ 車	1.50 t		1	1
	2.00 t	2	2	4
ダ ンプ 車	2.00 t		2	2
	3.00 t	2	1	3
コ ン テ ナ 車	4.00 t	1		1
計		5	6	11

<memo>

## 第7章 産業廃棄物業務の状況

### 1 中核市移行に伴う廃棄物事務の権限移譲

本市は、平成27年4月に都内初の中核市へ移行した。総務省によると中核市への権限移譲については「政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市がすることに比して効率的な事務を除き、中核市に対して移譲するもの」とされている。本市においては、東京都から1,261項目の事務が移譲され、そのうち、産業廃棄物（表7-1）の業の許可や立入検査、産業廃棄物排出事業者に対する規制・指導、PCB廃棄物の保管に関する監督・規制・指導など、廃棄物関連の事務は225項目となる。

これまでの一般廃棄物に関する事務に加え、産業廃棄物に関する事務を市で担うこととなり、市内全ての廃棄物について、市が直接、指導・監督を行うこととなった。このことより、市民や事業者からの様々な問い合わせに対し、ワンストップサービスの提供や、きめ細かな対応が可能となり、より一段と市民の生活環境に配慮した廃棄物事務を行う事が可能となった。

### 2 東京都から移譲された主な業務

#### (1) 廃棄物処理業者に対する許可・審査、規制・指導

- ・産業廃棄物処理業の許可
- ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可
- ・産業廃棄物処理業者に対する立ち入り検査や行政処分

#### (2) 市内の廃棄物排出事業者の規制・指導

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受理
- ・多量排出事業者により提出する産業廃棄物処理計画等の受理
- ・産業廃棄物排出事業者に対する指導・立入検査

#### (3) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の促進や周知

- ・事業者からのPCB廃棄物の保管及び処分状況届出書の受理
- ・事業者のPCB廃棄物の保管及び処分の状況把握、監視・指導

表 7-1：産業廃棄物の種類（全 20 品目）

	種 類	具 体 的 な 例
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など
	廃酸	廃写真定着液など
	廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など
	廃プラスチック類	発砲スチロールくず、合成繊維くずなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属
	ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭など
排 出 業 種 等 が 限 定 さ れ る も の	がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片
	ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設によって、集めたばいじん
	紙くず	以下の業種から発生する紙くず 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、 製本業、印刷物加工業
	木くず	① 以下の業者から発生する木くずなど 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 木材又は木製品製造業（家具製品製造業）パルプ製造業、 輸入木材卸売業、物品賃貸業 ② 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 衣服その他繊維品製造業以外の繊維工業
	動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜など
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用 した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあらなど）
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、めん羊、にわとりなどのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	汚泥のコンクリート固形化物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 上記のいずれにも該当しないもの	



### 3 産業廃棄物対策

#### (1) 産業廃棄物処理業等の許可状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可（表7-2）、また「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、自動車リサイクルの登録・許可を行った。（表7-3）

表7-2：産業廃棄物処理業許可業者数（平成30年3月31日現在） 単位 [者]

産業廃棄物 収集運搬業	特別管理産業 廃棄物収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理産業 廃棄物処分業	計
33	3	32	1	52

※業の兼務があるため、合計は一致しない。

※産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業には積替え保管を含む。

表7-3：自動車リサイクル登録・許可業者数（平成30年3月31日現在） 単位 [者]

引 取 業	フロン回収業	解 体 業	破 砕 業	計
122	17	4	0	124

※業の兼務があるため、合計は一致しない。

#### (2) 産業廃棄物の排出状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者から「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（表7-4）を、多量排出事業者から「産業廃棄物処理計画書」及び「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」（特別管理産業廃棄物を含む）（表7-5）を報告させた。

表7-4：産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（平成29年度）

管理票の種類	報告書 [ 件 ]	管理票交付 [ 枚 ]	廃棄物委託量 [ t ]
紙	1,838	108,390	226,617
電子	4,020	110,191	136,717
計	5,858	218,581	363,334

※報告書は平成28年度実績に基づく。

表7-5：産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書

単位 [ 件 ]

区 分		計 画 書	報 告 書
産 業 廃 棄 物	建設業	41	40
	その他	8	7
	計	49	47
特別管理産業廃棄物	医療業	6	6
	その他	5	4
	計	11	10

※計画書は平成29年度計画、報告書は平成28年度実績に基づく。

(3) PCB 廃棄物における適正処理の促進と周知

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB 廃棄物を保管している事業者には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を、「PCB 適正管理指導要綱」に基づき、PCB 廃棄物を使用している事業者には「使用中の PCB 製品の使用状況報告書」を報告させた。

表 7-6：主な PCB 廃棄物の保管及び使用状況（平成 29 年度）

区 分	廃 棄 物 及び使用製品量
トランス類	2,677 台
コンデンサ類	1,949 台
安定器	18,751 個
油	24,552 kg
汚染物等	871 kg
小型機器等	2,344 台
その他	1,968 kg

※汚染物等……………汚泥、ウエス等で PCB に汚染された廃棄物

※その他……………分析用サンプル等

※報告書は平成 28 年度実績に基づく。

(4) 不適正処理・保管に対する指導状況等

廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査やパトロールを行った。不適正保管や野焼きなどの不適正処理の改善を図り、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上につなげた。

表 7-7：立入検査等の実績（平成 29 年度）

立 入 区 分	件 数 [ 件 ]
排出事業者	9
一般廃棄物処理業者	75
産業廃棄物処理業者	131
自動車リサイクル登録・許可業者	3
不法投棄	111
不適正保管	267
野焼き	64
解体	169
PCB 保管事業者	6
その他	130
計	965

## 第8章 し尿等処理事業

## 1 し尿処理の状況

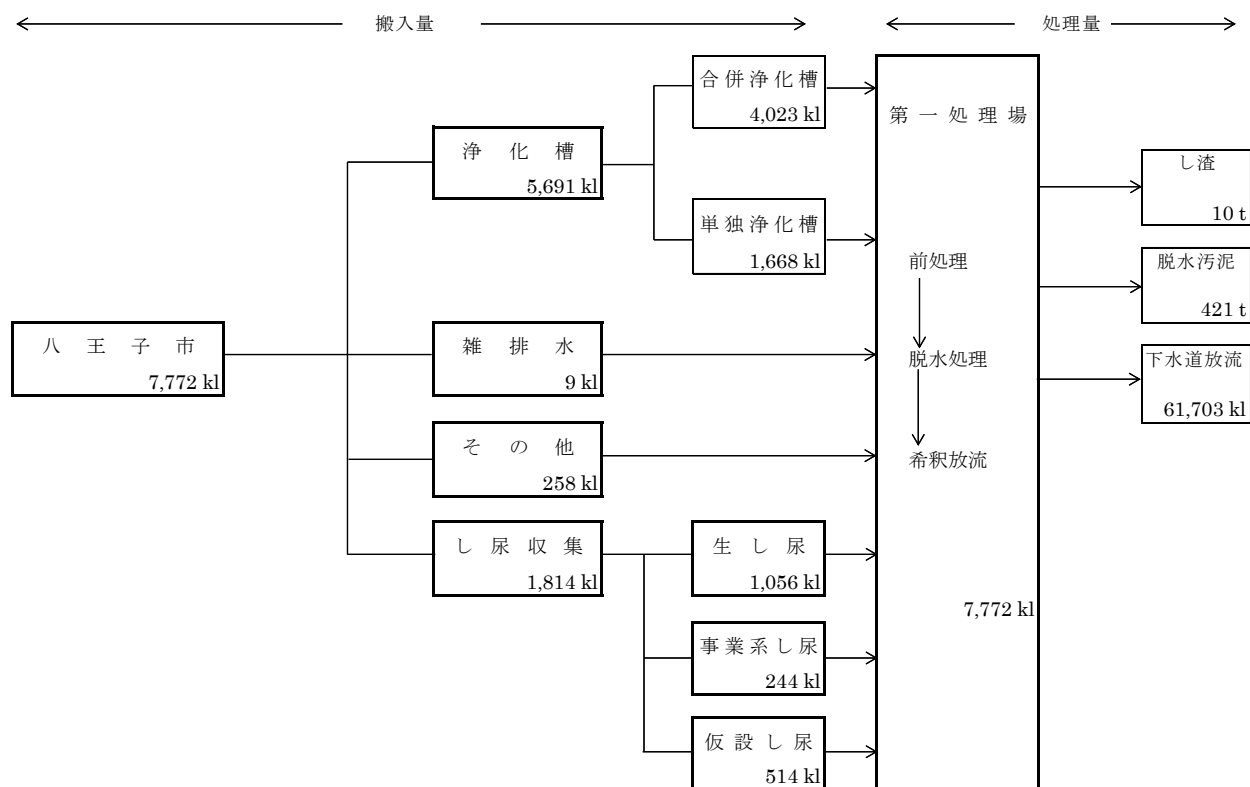
## (1) し尿収集処分の実績(表8-1)

区 分		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		
		数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比	数 量	前年比	
人口 [人]	総人口 (10月1日現在)	563,895	100	562,940	100	562,781	100	563,327	100	563,538	100	
	水洗化人口	公共下水道	544,836	100	546,053	100	547,163	100	548,625	100	549,505	100
		大型合併槽	3,862	88	3,405	88	3,153	93	3,015	96	2,873	95
		小型合併槽	4,878	87	4,278	88	3,997	93	3,829	96	3,606	94
		単独槽	6,709	87	5,883	88	5,458	93	5,097	93	4,990	98
		計	560,285	100	559,619	100	559,771	100	560,566	100	560,974	100
し尿収集人口	3,610	92	3,321	92	3,010	91	2,761	92	2,564	93		
収集量 [k1]	し尿	2,459	91	2,282	93	2,188	96	1,930	88	1,814	94	
	浄化槽汚泥	7,466	93	7,300	98	6,954	95	6,704	96	5,691	85	
	雑排水	13	94	14	108	6	43	17	283	9	53	
	その他	165	96	211	128	275	130	214	78	258	121	
	計	10,103	93	9,807	97	9,423	96	8,865	94	7,772	88	
一日 当たり 収集量 [k1]	し尿	6.7	—	6.3	—	6.0	—	5.3	—	5.0	—	
	浄化槽汚泥	20.5	—	20.0	—	19.1	—	18.4	—	15.6	—	
	雑排水	0.04	—	0.04	—	0.02	—	0.04	—	0.02	—	
	その他	0.5	—	0.6	—	0.8	—	0.6	—	0.7	—	
	計	27.7	—	26.9	—	25.9	—	24	—	21	—	
一日 当たり 処理能力 [k]	45	100	45	100	45	100	45	100	45	100		
収集 車台数 [台]	7	58	7	100	7	100	7	100	7	100		

※平成27年度は閏年のため366日で計算している。

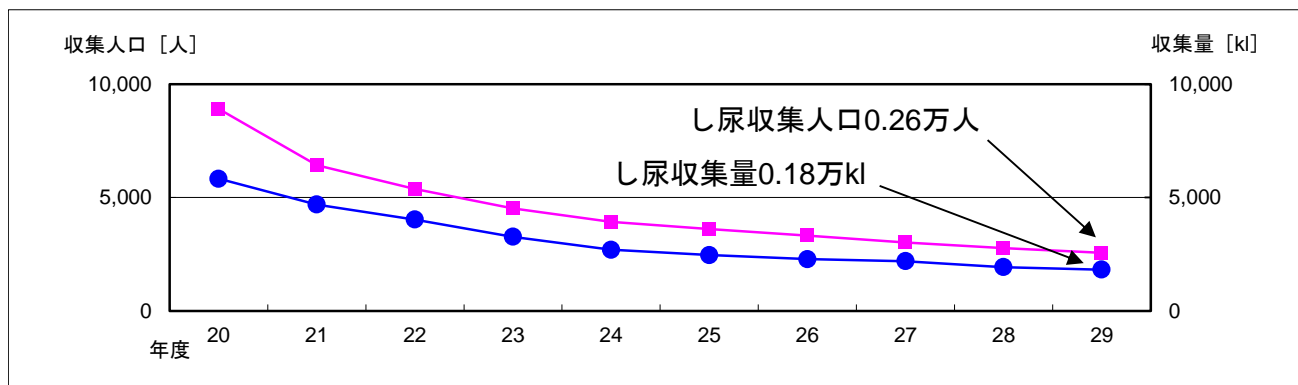
※その他とは、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、貯留槽汚泥をいう。

(2) 平成29年度し尿等処理実績 (図8-1)

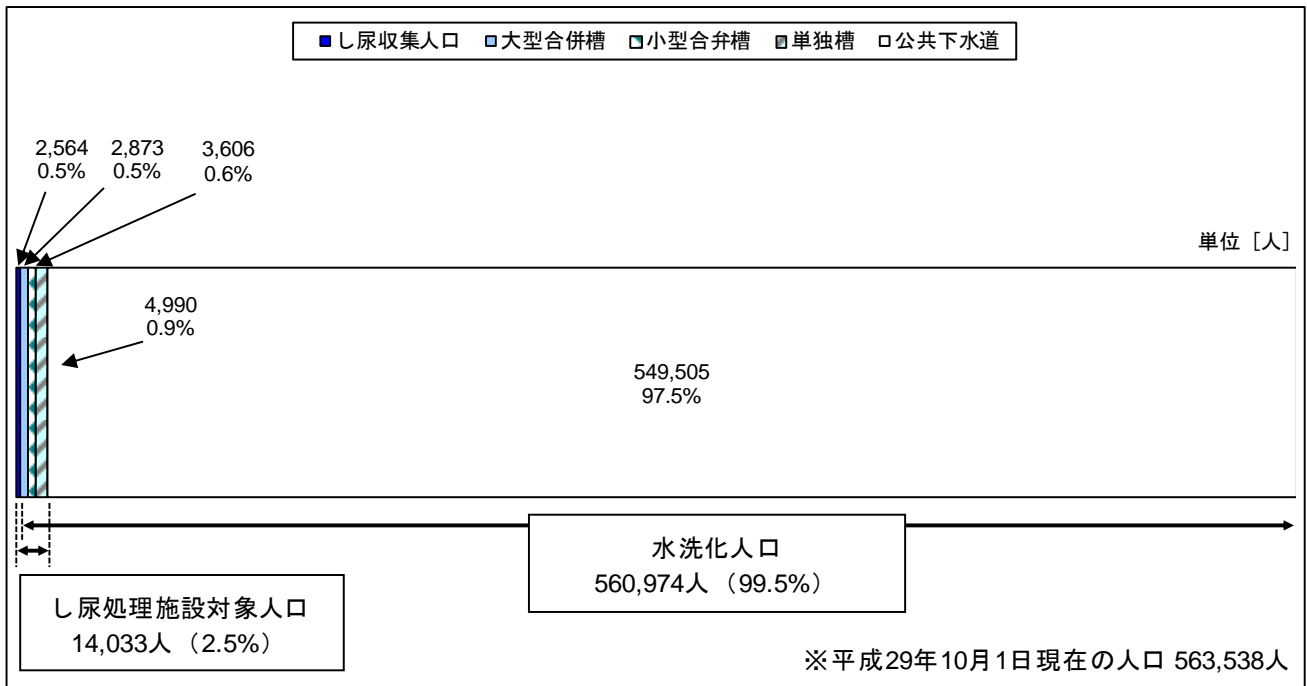


※その他とは、ディスプレイ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、貯留槽汚泥をいう。  
 ※下水道放流のため、脱水ろ液を希釈調整（下水道ろ過水を使用し、下水道排水基準未満に希釈）して、公共下水道へ放流している。

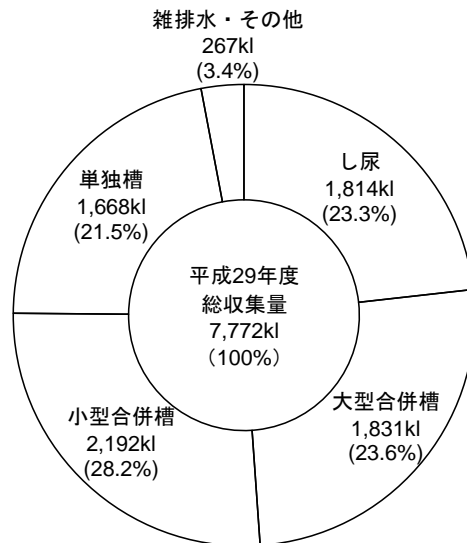
(3) し尿収集人口と収集量の推移 (図8-2)



(4) し尿処理対象人口の割合 (図 8-3)



(5) し尿等収集量の内訳 (図 8-4)



2 浄化槽清掃実施状況 (50人槽以下) (表 8-2)

区 分	清 掃 の 内 訳			設 置 基 数
	軽減証発行分	軽減対象外	計	
清 掃 件 数	155 件	1,675 件	1,830 件	3,163 基 (うち小型合併 755 基) 平成30年3月31日現在 (市設置型浄化槽を除く)
清 掃 料 金 軽 減 額	1,870,333 円	— 円	1,870,333 円	

### 3 し尿処理施設

#### (1) 北野衛生処理センター

所在地 : 八王子市北野町 596 番地 3

面積 : 13,693.62 m<sup>2</sup>

都市計画決定 : 八王子都市計画汚物処理場 昭和 46 年 3 月 23 日 第 32 号

表 8-3 : 施設概要

区分	施設名		し 尿 処 理 施 設	
	北野衛生処理センター (旧名称 : 第一処理場)			
建設年月日	着工	昭和55年7月9日		
	竣工	昭和57年8月31日		
改造工事	着工	平成23年6月2日		
	竣工	平成24年3月23日		
処理方式	改造前	標準脱窒素処理方式+凝集沈殿+オゾン+砂ろ過		
	改造後	前処理+脱水処理+希釈調整放流		
処理能力		改造前	改造後	
	処理能力	230 kl/日	45 kl/日	
	処理水質	改造前	改造後	
	BOD	5 mg/l 以下	600 mg/l 未満	下水道排水基準
	COD	10 mg/l 以下	600 mg/l 未満	
	SS	5 mg/l 以下	600 mg/l 未満	
	T-N	5 mg/l 以下	120 mg/l 未満	
	T-P	1 mg/l 以下	16 mg/l 未満	
色度	15 度以下			
設計施工者	久保田鉄工株式会社			
事業費	総工事費			
改良工事	施設の老朽化が進んでいたし尿第三処理場を廃止し、第一処理場への処理の統合を図ることで維持管理経費を節減するとともに、窒素・磷規制に対応するため、平成12・13年度継続事業により第一処理場の整備工事を行った。			
	施工者	日本鋼管株式会社		
	工事費	1,134,000 千円		
改造工事	公共下水道への水洗化促進による、搬入し尿・汚泥の減少に対応するため、平成23年度に北野衛生処理センターの改造工事を行った。			
	施工者	三井造船環境エンジニアリング株式会社		
	工事費	150,780 千円		

(2) し尿収集車両基地

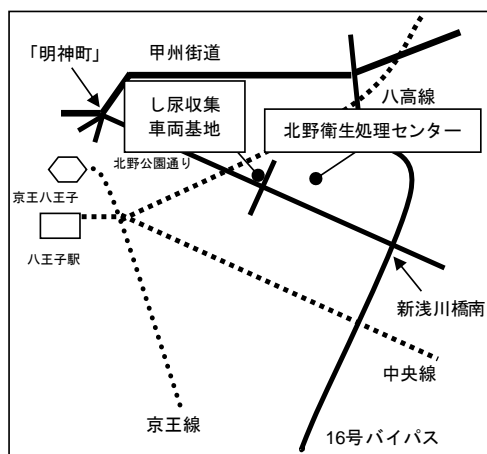
所在地 : 八王子市北野町 596 番地 8

面積 : 3,457.79 m<sup>2</sup>

表 8-4 : 施設概要

改 修 年 月	着 工	平成12年7月	
	竣 工	平成13年2月	
建 物 の 構 造 ・ 面 積	車 庫	鉄骨造・平家建	489.86 m <sup>2</sup>
	車両整備庫	鉄骨造・平家建	85.49 m <sup>2</sup>
	危険物倉庫	コンクリートブロック造・平家建	9.20 m <sup>2</sup>

図 8-5 : 交通アクセス



- 16号バイパスから「新浅川橋南」交差点を八王子駅方面に向かい、「あったかホール」交差点を右折してすぐ。
- 「明神町」交差点から北野公園通りに入り「あったかホール」交差点を左折してすぐ。
- JR 八王子駅北口から「八王子車庫行き」バスで「あったかホール前」下車。

4 し尿収集車両等保有状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）（表 8-5）

区 分		車 種	積 載 量	保有台数[台]		
収 集 ・ 運 搬	し 尿	バ キ ュ ー ム 車	一般収集	0.35 kl	1	
			大口・特別		1.80 kl	4
					2.70 kl	1
	雑排水	バキュームダンパー	1.60 kl	1		
連 絡 車 等		軽自動車等	0.35 t	8		
計				15		

5 浄化槽清掃業許可業者一覧（平成30年3月31日現在）（表8-6）

浄化槽清掃については、平成10年度から直営清掃がなくなり、民間の許可業者による清掃のみとなった。

	許可番号	許可業者名	所在地	電話
1	2	有限会社三多摩清運	八王子市上川町1088-1	042-659-6539
2	3	株式会社環境システムサービス	八王子市横川町1076	042-625-8120
3	4	吉村エンタープライズ株式会社	八王子市北野町583-12	042-646-1540
4	5	有限会社 島村商店	八王子市鎌水2-1432-1	042-675-2648
5	6	株式会社 東朋	八王子市長房町1526-4	042-663-5505
6	7	有限会社 石川興業	八王子市高倉町3-9	042-644-5051
7	8	株式会社 関東総業	八王子市大船町890	042-665-6422
8	10	日本環境株式会社	八王子市元八王子町2-1290	042-661-5481
9	11	滝山商事株式会社	八王子市上川町2237-3	042-654-6801
10	12	有限会社梅沢クリーンサービス	八王子市下恩方町2091-5	042-689-4018
11	13	有限会社坂本アクアサービス	八王子市寺町23-2	042-625-9868



## その他資料

### 1 指定収集袋の実績

#### (1) 家庭系指定収集袋の製造・販売実績（表 9-1）

袋の種類		販売価格	製造枚数 [枚]	販売枚数 [枚]
可燃	ミニ (5ℓ)	90円/10枚	3,348,900	3,327,917
	小 (10ℓ)	180円/10枚	8,092,800	7,464,580
	中 (20ℓ)	370円/10枚	10,357,500	9,925,355
	大 (40ℓ)	750円/10枚	4,741,000	4,524,832
	大ばら (40ℓ)	75円/1枚	420,800	402,600
不燃	ミニ (5ℓ)	90円/10枚	475,200	355,482
	小 (10ℓ)	180円/10枚	222,000	372,935
	中 (20ℓ)	370円/10枚	201,600	452,574
	大 (40ℓ)	750円/10枚	138,000	367,233
	大ばら (40ℓ)	75円/1枚	71,600	94,013
計			28,069,400	27,287,521

#### (2) 事業系指定収集袋の製造・販売実績（表 9-2）

袋の種類		販売価格	製造枚数 [枚]	販売枚数 [枚]
可燃	小 (10ℓ)	650円/10枚	53,000	50,160
	中 (20ℓ)	1,300円/10枚	159,000	150,956
不燃	中 (20ℓ)	1,300円/10枚	58,600	68,364
計			270,600	269,480

(3) 指定収集袋収入の充当先 (表 9-3)

単位 [円]

手 数 料 収 入	家 庭 系	事 業 系
		962,360,084
充 当 事 業	充 当 額	
	家 庭 系	事 業 系
ごみの戸別収集	86,489,636	31,772,000
資源物拡充策	624,981,300	0
指定収集袋制度	218,867,939	0
不法投棄対策	1,279,730	0
啓 発	20,052,733	0
生ごみ減量施策・その他	10,688,746	0
計	962,360,084	31,772,000

(4) ボランティア袋、おむつ専用袋の製造・配布実績 (表 9-4)

袋 の 種 類		製 造 枚 数 [枚]	配 布 枚 数 [枚]
ボランティア袋	中 (20 <sup>リットル</sup> )	0	47,500
	大 (45 <sup>リットル</sup> )	200,000	260,500
おむつ専用袋	小 (10 <sup>リットル</sup> )	532,000	581,000
	中 (20 <sup>リットル</sup> )	1,728,000	1,676,500
計		2,460,000	2,565,500

## 2 ごみ組成時系列データ

(1) 家庭系可燃ごみ組成分析結果まとめ（湿ベース）（表 9-5）

単位 [%]

分 類		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
可燃ごみ	厨芥	47.91	47.25	45.60	52.70	44.94
	紙類	26.98	26.15	28.52	24.15	26.31
	(資源化可能)	(10.22)	(8.54)	(8.06)	(8.76)	(8.82)
	(資源化不可能)	(16.76)	(17.61)	(20.46)	(15.39)	(17.49)
	木類	1.19	1.83	1.83	1.26	3.96
	繊維類	3.49	4.43	4.22	3.38	3.21
	プラスチック類	13.40	14.85	13.41	12.76	15.31
	(マテリアル対象)	(4.57)	(2.33)	(3.38)	(1.63)	(4.09)
	(サーマル対象)	(8.83)	(12.52)	(10.03)	(11.13)	(11.22)
	ゴム・皮革類	0.51	1.49	0.14	1.00	0.05
	靴・ベルト・鞆			0.78	0.53	1.61
可燃ごみその他	5.67	3.54	4.81	3.32	4.14	
不燃ごみ	陶器・石類	0.32	0.00	0.02	0.04	0.05
	金属類	0.32	0.29	0.36	0.39	0.29
	小型家電	0.03	0.03	0.03	0.12	0.02
	ガラス類	0.15	0.08	0.24	0.17	0.07
	その他不燃ごみ	0.01	0.00	0.00	0.10	0.00
有害ごみ	乾電池・蛍光管等	0.02	0.05	0.01	0.04	0.02
	スプレー缶・ライター等		0.01	0.03	0.04	0.02
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

適 正 分 別 率	84.36	88.67	87.87	88.71	86.62
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

※対象 : 指定収集袋で排出された可燃ごみ

※検体数 : 200 検体 (100 地区の調査地域について年 2 回実施) (平成 25 年度)

※検体数 : 12 検体 (6 地区の調査地域について年 2 回実施) (平成 26、27 年度)

※検体数 : 18 検体 (6 地区の調査地域について年 3 回実施) (平成 28、29 年度)

(2) 家庭系不燃ごみ組成分析結果まとめ（湿ベース）（表 9-6）

単位 [%]

分 類		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
可燃ごみ	厨芥	1.58	2.59	1.66	0.45	1.01
	紙類	3.89	2.06	1.88	0.50	1.22
	(資源化可能)	(1.87)	(1.35)	(1.38)	(0.41)	(0.58)
	(資源化不可能)	(2.02)	(0.71)	(0.50)	(0.09)	(0.64)
	木類	0.78	1.62	1.16	0.80	0.38
	繊維類	1.97	2.10	1.03	0.45	0.34
	プラスチック類	30.00	18.48	18.88	18.18	12.89
	(マテリアル対象)	(7.82)	(2.39)	(2.60)	(1.03)	(1.30)
	(サーマル対象)	(22.18)	(16.09)	(16.28)	(17.15)	(11.59)
	ゴム・皮革類	3.69	2.03	0.36	2.86	0.08
	靴・ベルト・鞆			2.67	0.00	1.04
その他可燃ごみ	2.32	1.86	2.75	1.63	0.32	
不燃ごみ	陶器・石類	10.94	11.68	17.94	15.39	17.88
	金属類	18.43	28.82	20.74	41.56	25.61
	小型家電	15.61	19.37	19.47	4.77	26.22
	ガラス類	9.04	7.21	8.67	10.84	8.30
	その他不燃ごみ	1.31	0.16	1.10	0.60	3.76
有害ごみ	乾電池・蛍光管等	0.44	1.15	0.67	0.50	0.09
	スプレー缶・ライター等		0.87	1.02	1.47	0.86
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

適 正 分 別 率	55.33	67.24	67.92	73.16	81.77
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

※対象 : 指定収集袋で排出された不燃ごみ  
 ※検体数 : 12 検体 (6 地区の調査地域について年 2 回実施)

(3) 事業系可燃ごみ組成分析結果まとめ（湿ベース）（表 9-7）

単位 [%]

分 類	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
厨芥	37.89	42.39	43.41	38.04	34.70
紙類	37.55	38.70	33.57	39.53	46.41
（資源化可能）	(11.04)	(13.06)	(11.50)	(14.70)	(17.23)
（資源化不可能）	(26.51)	(25.64)	(22.07)	(24.83)	(29.18)
木類	4.89	2.40	2.06	1.00	0.32
繊維類	2.88	1.53	1.31	0.74	2.19
プラスチック類	14.38	12.63	16.38	16.64	14.07
ゴム・皮革類	0.33	0.21	0.38	0.63	0.14
陶器・石類	0.01	0.00	0.03	0.00	0.02
金属類	0.25	0.14	0.32	0.10	0.18
ガラス類	0.04	0.07	0.10	0.00	0.02
その他	1.78	1.93	2.44	3.32	1.95
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※検体数：18 検体（9 事業者について年 2 回実施）

（平成 25 年度から平成 27 年度）

※検体数：9 検体（9 事業者について年 1 回実施）

（平成 28、29 年度）

3 可燃・不燃ごみ収集の直営・委託業者別内訳（平成 29 年度）（表 9-8）

単位 [t]

可燃ごみ			不燃ごみ		
(株)環境システムサービス	22,081 t	(26.4 %)	(株)ガイア	1,195 t	(23.7 %)
(株)完山金属	19,937 t	(23.9 %)	(株)工藤商店	1,359 t	(27.0 %)
三和興業(有)	20,800 t	(24.9 %)	(株)完山金属	1,240 t	(24.6 %)
南栄産業(株)	19,291 t	(23.1 %)	(株)まごころ清掃社	1,218 t	(24.2 %)
直営	1,483 t	(1.7 %)	直営	28 t	(0.5 %)
計	83,592 t	(100.0 %)	計	5,040 t	(100.0 %)

※直営は、美化、軽対応、ふれあい収集分などを指す。

4 不法投棄処理実績（表 9-9）

単位 [件]

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
市 処 理	1,482	959	685	783	453
投 棄 者 処 理	9	14	6	9	13
計	1,491	973	691	792	466
収 集 量 [t]	28	31	23	24	16

5 家電リサイクル法対象品不法投棄処理実績（表 9-10）

単位 [台]

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
エ ア コ ン	4	3	5	4	4
テ レ ビ	89	105	68	53	47
冷 蔵 庫 ・ 冷 凍 庫	31	31	21	24	27
洗 濯 機 ・ 衣 類 乾 燥 機	39	27	30	20	26
計	163	166	124	101	104

※この表の数値は上記の不法投棄処理実績（表 9-9）に含まれる。

6 動物死体処理実績（表 9-11）

単位 [体]

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
犬	261	209	206	172	217
猫	1,360	1,228	1,159	1,039	948
そ の 他	1,389	1,394	1,203	1,394	1,337
計	3,010	2,831	2,568	2,605	2,502

7 一般廃棄物許可業者一覧

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（平成30年3月31日現在）（表9-12）

許可番号	許可業者名	所在地	電話	取り扱う廃棄物の種類										産廃許可	環境認証等	
				紙くず	木くず	繊維くず	厨芥	汚泥	浄化槽汚泥	し尿	臨時ごみ	特定家電				
1	001	三和興業有限会社	東京都八王子市加住町一丁目417番地3	042-691-1805	○	○	○	○					○	●	有	ea21
2	003	木村紙業株式会社	東京都八王子市中野上町四丁目47番3号	042-622-2668	○	○	○	○								
3	005	志賀興業株式会社	東京都三鷹市新川四丁目1番11号	0422-47-1414	○	○		○								ea21
4	006	有限会社古川新興	東京都府中市是政三丁目65番地の1	042-365-2231	○	○	○	○								ea21
5	007	セントラル美装株式会社	神奈川県川崎市麻生区金程三丁目14番4号	044-955-3661	○	○	○	○								
6	008	八王子建物管理株式会社	東京都八王子市台町四丁目9番7号	042-626-1311	○	○	○	○							有	
7	009	株式会社工藤商店	東京都八王子市兵衛二丁目34番6号	042-636-7548	○	○	○	○					●			ea21
8	010	株式会社ガイア	東京都八王子市川口町1901番地8	042-659-2850	○	○	○	○				○				ISO
9	011	株式会社大島商事	東京都青梅市野上町三丁目25番地の11	0428-24-8041	○	○	○	○								ea21
10	012	株式会社第一資源	東京都八王子市大和田町二丁目7番18号	042-644-2103	○	○	○	○				○	●			ea21
11	014	株式会社調布清掃	東京都調布市深大寺東町五丁目8番地1	042-485-1166	○	○	○	○								ea21
12	015	有限会社吉田商店	東京都八王子市東浅川町1000番地	042-661-7849	○	○	○	○				○				ea21
13	016	有限会社長岡商店	東京都八王子市明神町二丁目10番15号	042-642-6373	○	○	○								有	ea21
14	017	有限会社島村商店	東京都八王子市東浅川町47番地	042-675-2749	○	○	○	○	○	○	○				有	ea21
15	018	株式会社遠藤商会	埼玉県越市大字下赤坂627番地7	049-266-9437	○	○	○	○								ISO
16	021	株式会社環境システムサービス	東京都八王子市横川町1076番地	042-625-8120	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	有	ea21
17	022	八王子資源回収事業協同組合	東京都八王子市上川町1118番地1	042-654-8001	○	○	○	○								
18	023	上村 邦彦	東京都八王子市横川町105番地54 レジデンス馬場302号	042-623-2349	○	○	○									
19	025	株式会社富士商事	東京都昭島市美堀町三丁目1番6号	0428-31-5218	○	○	○	○								
20	028	相模原紙業株式会社	神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目18番15号	042-773-3508	○	○	○	○								ISO
21	029	有限会社神野商店	東京都八王子市高尾町1848番地	042-775-5003	○	○	○	○				○				ISO
22	030	株式会社加藤商事	東京都狛江市東野川二丁目14番2号	03-3480-5111	○	○	○	○								ea21
23	032	株式会社三凌商事	東京都町田市木曾東一丁目34番6号	042-726-2647	○	○	○	○								ea21
24	035	エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番8-503号	03-5410-3627												ISO
25	036	太誠産業株式会社	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号 中町ビル	03-3989-0098	○	○	○									ISO
26	037	株式会社イシイサービス	東京都八王子市横川町105番地54	042-686-0497	○	○	○									
27	043	吉村エンタープライズ株式会社	東京都多摩市乞田663番地	042-319-6063					○	○	○					
28	052	株式会社関東総業	東京都八王子市大船町890番地	042-665-6422					○	○	○					
29	056	有限会社三多摩清運	東京都八王子市上川町1088番地1	042-659-6539					○	○	○					
30	057	株式会社東朋	東京都八王子市長房町1526番地の4	042-663-5505	○	○		○	○	○	○					
31	058	有限会社石川興業	東京都八王子市高倉町3番地9	042-644-5051					○	○	○					
32	059	株式会社トリデ	東京都府中市西原町四丁目17番地の53	042-576-9750	○	○	○	○								ea21
33	060	株式会社まごころ清掃社	東京都八王子市長房町126番地2	042-665-1761	○	○	○	○				○			有	ISO
34	063	藤ビルメンテナンス株式会社	石川県金沢市増泉一丁目19番13号	042-674-6988	○	○	○	○								
35	064	南栄産業株式会社	東京都八王子市小比企町552番地3	042-636-1113	○	○	○	○				○	●	有		ea21
36	065	日本環境株式会社	東京都八王子市元八王子町二丁目1290番地	042-661-5481					○	○	○					

※ ○は事業系一般廃棄物収集運搬業（積替保管除く）、●は事業系一般廃棄物収集運搬業（積替保管含む）、産廃許可：八王子市（特別管理）産業廃棄物処理業許可  
 汚泥：トイレ・排水汚泥処理システム汚泥、し尿混じりのヒット汚泥及び貯留槽汚泥、し尿：仮設便所及び事業所のし尿、ISO：ISO14001、ea21：エコアクション21  
 家庭系一般廃棄物 臨時ごみ：引っ越しや遺品整理などに伴う一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで、市では収集が困難なもの  
 特定家電：特定家庭用機器廃棄物

その他資料

許可番号	許可業者名	所在地	電話	取り扱う廃棄物の種類										産廃許可	環境認証等		
				紙くず	木くず	繊維くず	厨芥	汚泥	浄化槽汚泥	し尿	臨時ごみ	特定家電					
37	070	株式会社サダヤマ	東京都日野市大字日野7759番地の11	042-581-2674	○	○	○	○							○	有	ea21
38	071	滝山商事株式会社	東京都八王子市上川町2237番地3	042-654-6801					○	○	○						
39	072	有限会社梅沢クリーンサービス	東京都八王子市下恩方町2091番地5	042-689-4018					○	○	○						
40	073	有限会社坂本アクアサービス	東京都八王子市寺町23番地2	042-625-9868						○	○						
41	085	株式会社ハチオウ	東京都八王子市四谷町1927番地2	042-625-4651	○	○		○								有	ISO
42	086	株式会社完山金属	東京都八王子市館町468番地の2	042-661-4408	○	○	○	○						○		有	ea21
43	088	スリーエス株式会社	東京都世田谷区奥沢七丁目23番17号	03-3704-7788	○	○	○										
44	090	比留間運送株式会社	東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3	042-565-1336	○	○		○									ea21
45	093	株式会社葵環境開発	東京都立川市泉町935番地の27	042-525-9990	○												ISO
46	095	宮本金属株式会社	東京都八王子市万町98番地8	042-622-2468	○	○	○	○									ea21
47	096	株式会社三協メンテナンス	東京都八王子市子安町二丁目10番2号	042-644-6048	○	○	○										ea21
48	097	多摩興運株式会社	東京都多摩市乞田1426番地	042-374-2415	○	○	○	○									ea21
49	104	有限会社衛美	東京都日野市万願寺一丁目34番地の10	042-581-2637	○	○	○	○							○		ea21
50	106	有限会社三矢商事	東京都八王子市大和田町五丁目30番21-702号	042-696-5166	○	○	○	○								有	
51	107	株式会社アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地	046-280-1112	○	○	○	○									ISO
52	108	八王子容器有限公司	東京都八王子市西寺方町81番地	042-651-6224	○	○	○	○								有	
53	111	桑都ビル管理株式会社	東京都八王子市子安町一丁目31番21号	042-646-1301	○	○	○										ea21
54	121	株式会社十河サービス	東京都板橋区南常盤台一丁目18番7号	03-5995-3701	○	○	○	○									ISO
55	123	株式会社日野衛生公社	東京都日野市万願寺四丁目24番地の7	042-581-3177	○	○	○	○							○		
56	124	平本 訓行	東京都八王子市横川町108番地 横川町住宅 8-905	042-620-2371	○	○	○	○								有	
57	126	株式会社東日本環境アクセス	東京都台東区東上野三丁目4番12号	03-3836-1551	○	○	○	○									ISO
58	130	株式会社エイト	東京都八王子市明神町三丁目20番5号 エイトビル	042-645-2911	○	○	○	○									ISO
59	131	毎床アドバンス株式会社	東京都立川市若葉町三丁目71番地の1	042-324-2370	○	○	○	○									
60	136	トクテック有限公司	神奈川県相模原市中央区すすきの町15番15号203	042-679-2282	○	○		○									
61	138	有限会社中川産業	東京都立川市富士見町一丁目2番6号	042-529-3491	○	○	○	○									
62	139	株式会社第一グリーン	東京都八王子市万町52番地の2	042-624-3435	○	○											
63	141	株式会社ミナミ紙業	東京都八王子市東浅川町558番地の18	042-665-9017	○	○	○	○									
64	146	株式会社東緑化	東京都八王子市犬目町1077番地の6	042-654-2075	○	○											ea21
65	147	有限会社西田商店	東京都八王子市元横山町二丁目6番15号	042-642-5301	○	○	○	○									
66	149	株式会社ライフ・クリエイト	東京都八王子市犬目町492番地10	042-621-5310	○	○	○	○									
67	151	株式会社メディカルスリー	東京都東久留米市東本町8番6号	042-471-6123	○												ea21
68	160	植小株式会社	東京都八王子市上野町15番地の5	042-622-4796	○	○	○										
69	163	株式会社日野環境保全	東京都日野市万願寺二丁目33番地の2	042-581-9500	○	○	○	○							○		ISO
70	167	株式会社永野紙興	東京都大田区城南島四丁目5番10号	03-5492-8131	○	○	○	○									ea21
71	173	株式会社大東建物管理	東京都八王子市大楽寺町602番地3	042-624-5474	○	○	○										ea21

※ ○は事業系一般廃棄物収集運搬業(積替保管除く)、●は事業系一般廃棄物収集運搬業(積替保管含む)、産廃許可:八王子市(特別管理)産業廃棄物処理業許可  
 汚泥:デイスホーザ排水汚泥処理システム汚泥、し尿混じりのビレット汚泥及び貯留槽汚泥、し尿:仮設便所及び事業所のし尿、ISO:ISO14001、ea21:エコアクション21  
 家庭系一般廃棄物 臨時ごみ:引っ越しや遺品整理などに伴い一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで、市では収集が困難なもの  
 特定家電:特定家庭用機器廃棄物



許可番号	許可業者名	所在地	電話	取り扱う廃棄物の種類								産廃許可	環境認証等		
				紙くず	木くず	繊維くず	塵芥	汚泥	浄化槽汚泥	し尿	臨時ごみ			特定家電	
72	175	株式会社アユミ・プラン	埼玉県所沢市三ヶ島一丁目144番地の3	04-2949-7720	○			○							ISO
73	184	株式会社エムズカンパニー	東京都小平市小川西町三丁目17番5号	042-346-8510	○	○	○	○							
74	185	株式会社トーホー商事	東京都日野市旭が丘一丁目27番地の26	042-583-8488	○	○	○						有	ea21	
75	186	株式会社エコサイクル	東京都あきる野市下代326番地5	042-533-2471	○			○							
76	188	有限会社八王子資源	東京都八王子市上川町601番地1	042-654-8001	○	○	○	○							
77	189	株式会社光栄和	東京都国立市富士見台一丁目14番地の2	042-574-9600	○	○		○							
78	190	株式会社新和	東京都八王子市長房町1529番地の5	042-661-8000	○	○								ea21	
79	203	恵比寿産業株式会社	東京都八王子市中野480番地2	042-676-6000	○	○	○						有	ISO	
80	205	石井 正(石井商店)	東京都日野市日野台一丁目13番地の33 メゾン・ド・トレユ日野台103	042-583-0311	○	○	○	○							
81	208	株式会社星光	東京都武蔵村山市伊奈平一丁目74番地の1	042-531-4380	○	○									
82	214	藤村 光弘	東京都八王子市小宮町1184番地68	042-646-1588	○	○	○	○							
83	218	永田紙業株式会社	埼玉県深谷市長在家198番地	048-583-2141	○	○	○	○							ISO
84	221	株式会社リスト	東京都国立市谷保6300番地	042-572-1300	○	○	○	○							
85	223	有限会社リクライム	東京都日野市豊田一丁目13番3号	042-587-6996	○	○	○								
86	224	株式会社総合整備	東京都杉並区上荻一丁目22番8号	03-5347-2910	○	○	○	○							
87	232	株式会社プリモ	山梨県上野原市八ツ沢689番地	0554-63-4516	○	○	○								
88	233	株式会社環境アシスト	神奈川県相模原市中央区 田名塩田一丁目1番1号	042-763-1755	○	○	○	○							ISO
89	236	文吾林造園株式会社	長野県飯田市北方3883番地3	042-644-2625	○	○								ea21	
90	244	シスターズ・コーポレーション有限会社	東京都八王子市元本郷町一丁目19番6号	042-624-6280	○	○	○	○							
91	248	株式会社ゼロ・システムズ	東京都八王子市長房町125番地1	042-669-0900	○	○	○	○							
92	250	株式会社多摩環境サービス	東京都八王子市片倉町2936番地	042-632-0525	○	○	○								
93	252	株式会社エコリターン	東京都八王子市南浅川町3131番1	042-663-0306	○	○	○	○					有		
94	254	水野建設工業有限会社	東京都八王子市散田町四丁目22番7号	042-665-2801	○	○	○								
95	256	株式会社日動エコプラント	東京都八王子市高月町2181番地1	042-696-5502				○					有	ISO	
96	257	株式会社ダストソリューション	神奈川県相模原市緑区橋本台三丁目12番28号	042-772-0658	○	○		○						ea21	
97	259	有限会社カワスギ	埼玉県入間市宮寺2310番地23	04-2934-3600	○	○	○	○							
98	262	株式会社田邊商店	東京都立川市一番町五丁目5番地の1	042-520-0075	○	○	○	○							ISO
99	263	株式会社タケエイグリーンリサイクル	山梨県富士吉田市上吉田4838番地	0555-23-3611		●							有	ISO	
100	267	ティーエスエンバイロ株式会社	神奈川県愛甲郡愛川町中津729番地の8 WALL-Sビルディング301	046-284-1005	○	○	○	○						ea21	
101	270	有限会社ミヤマ商店	東京都羽村市羽東三丁目12番8	042-558-1801	○	○	○	○							

※ ○は事業系一般廃棄物収集運搬業(積替保管除く)、●は事業系一般廃棄物収集運搬業(積替保管含む)、産廃許可:八王子市(特別管理)産業廃棄物処理業許可  
 汚泥:デイスホーザ排水汚泥処理システム汚泥、し尿混じりのビルドット汚泥及び貯留槽汚泥、し尿:仮設便所及び事業所のし尿、ISO:ISO14001、ea21:エコアクション21  
 家庭系一般廃棄物 臨時ごみ:引っ越しや遺品整理などに伴い一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで、市では収集が困難なもの  
 特定家電:特定家庭用機器廃棄物

(2) 一般廃棄物処分業許可業者一覧（平成 30 年 3 月 31 日現在）（表 9-13）

	許可 番号	業者名	施設住所	電話番号	処理方法	取り扱う廃棄物の種類				産 廃 許 可	環 境 認 証 等
						紙くず	木くず	繊維くず	厨芥		
1	003	恵比寿産業株式会社	東京都八王子市東中野480番地2	042-676-6000	破碎		○			有	ISO
2	004	株式会社エコネット	東京都八王子市犬目町776番地 外13筆	042-654-3311	破碎		○			有	

※ ○は事業系一般廃棄物処分業、産廃許可：八王子市（特別管理）産業廃棄物処理業許可、ISO：ISO14001、ea21：コアコン21





許可 番号	業者名	施設住所 (移動式処分業を除く)	電話番号	取り扱う廃棄物の種類															特管許可	優良認定	第三者評価								
				燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶	鉱さい				がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	政令13号物			
31	180128	株式会社スカイ・アーク	東京都江戸川区南葛西三丁目18番6号	03-6663-8534	○																								
32	195195	株式会社EG八王子	東京都八王子市石川町2969番5、2969番7	042-660-5050								○																	

※ 廃プラ:廃プラスチック類、動物系不要物:動物系固形不要物、ガラス陶:ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
 特管許可:特別管理産業廃棄物処理業許可、水銀廃棄物:水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等の取扱い  
 優良認定:廃棄物処理法第14条第7項に基づく、八王子市優良産業廃棄物処理業者  
 第三者評価(東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取り組みに係る優良性基準認定制度):Ex:産廃エキスパート、Pro:産廃プロフェッショナル

<memo>

## 平成 30 年度一般廃棄物処理計画（告示）

八王子市告示第 120 号

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 18 号）第 30 条第 1 項の規定により、平成 30 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

平成 30 年 4 月 2 日

八王子市長 石 森 孝 志

1. 計画区域 市全域
2. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
3. 一般廃棄物の年間発生量及び処理量の見込み

区分	数量
ごみ	122,846 t
資源物	44,566 t
動物死体	2,668 体
し尿、浄化槽汚泥等	7,213 kl

4. 一般廃棄物の発生の抑制及び減量のための方策に関する事項
  - (1) 廃棄物の発生抑制及び再資源化推進に係わる普及啓発事業の実施
  - (2) 資源物の分別収集の実施
  - (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく分別収集の実施
  - (4) 廃棄物減量・再利用推進員制度の実施
  - (5) 一般廃棄物管理票に係わる制度の実施
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
  - (1) (仮称) 新館清掃施設整備事業
  - (2) 戸吹清掃工場主要設備改良及び更新工事  
(焼却設備、余熱利用設備、電気設備等の改良及び更新)
6. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別紙のとおり

問い合わせ先	(ごみに関すること)	資源循環部ごみ減量対策課
	(し尿及び汚泥の収集、料金に関すること)	水循環部水再生課
	(し尿及び汚泥の処理に関すること)	水循環部水再生施設課

（1）可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみに分別して収集するもの

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ	84,628	戸別収集により委託業者が週2回収集する。ただし、集合住宅、地形的に戸別収集が困難な地域及び地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域（以下、「集合住宅等」という。）は、集積所収集により収集する。	・焼却後資源化	市の指定収集袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。 また、市の定める排出禁止物は、排出しないこと。
	不燃ごみ	4,848		・手選別後 資源化 焼却	
	有害ごみ	369	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	・委託処理  ただし、多摩清掃工場に搬入されたスプレー缶・カセットボンベ・ライターは、手選別後 資源化 焼却	透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
	資源物	容器包装プラスチック(*)	5,853	戸別収集により市が毎週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	・資源化



種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務 等	
家庭 廃棄物	資源物	古紙 新聞	1,524	戸別収集により委託業者が月2回収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	・資源化	ひもで縛り(シュレッダー紙は紙袋・封筒に入れる)、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。
		古紙 雑誌・雑紙・ シュレッダー紙	9,231	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。		
		古紙 ダンボール(*)	3,838			
		古紙 紙パック(*)	120			飲料用紙製容器を切り開き、洗浄し乾燥させること。ひもで縛り、備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
		古紙 はがき類 (古紙の雑紙として排出されるものを除く。)	3			郵便局及び市役所本庁に専用の回収ボックスを年1回(1月から2月までの1か月間)置くことにより収集する。
		古布	2,380	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。		透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
		びん(*)	4,439			飲料用びん・飲料用缶等を洗浄後、容器に入れて備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
		缶(*) (うち スチール 816 アルミ 636)	1,452			
		ペットボトル(*)	2,004			戸別収集により、委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。7月～9月は毎週収集する。

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務 等
家庭 廃 棄 物	粗大ごみ	2,373	占有者からの申し出により市又は委託業者が戸別収集する。	・破碎又は手選別後、 焼却 資源化 ただし、一部再生利用による資源化	粗大ごみは、ごみ総合相談センターへ収集を依頼の上、定められた粗大ごみ処理券を貼付し、収集予約日の朝8時30分までに出すこと。また、市の定める排出禁止物は排出しないこと。
	可燃ごみ (持込ごみ)	2,255	一般家庭の日常生活から排出される廃棄物で自ら施設に搬入する。	・焼却後資源化	可燃ごみ、不燃ごみに区分し、できる限り資源化に努めること。 搬入に際しては、透明又は半透明のポリ袋等を使用すること。市施設に搬入する際には住所等所在が確認できるものを提示すること。
	不燃ごみ (持込ごみ)	835		・手選別後 資源化	
	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物 (いずれも町会・自治会等の団体及び個人が道路、公園などの公共空間等を美化清掃した廃棄物)	家庭廃棄物に含まれる	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物と同じ。または、団体等の申し出により市が収集する。	・可燃ごみは、 焼却後資源化 ・不燃ごみは、 手選別後 資源化 焼却 ・資源物は 資源化	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物を品目ごとに区分し、ボランティア袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。 団体等が収集を依頼する場合は、透明又は半透明のポリ袋等かボランティア袋に入れ、所轄の清掃事業所へ連絡すること。

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務 等
家庭 廃 棄 物	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ (いずれも一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで、市では収集が困難なもの)	(89)  (家庭廃棄物(持込ごみ)の内数として)	市の家庭廃棄物収集運搬業(臨時ごみ)の許可を受けた者が収集する。	・可燃ごみは、 焼却後資源化  ・不燃ごみは、 手選別後 資源化 焼却	排出者は、市へ連絡の上、許可業者に収集運搬を依頼すること。
	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ (いずれも不法投棄)	26	市が収集する。	・粗大ごみは、破 砕又は手選別後 焼却 資源化	公有地及び集積所において、管理者等から依頼があった場合に収集する。(ただし、集合住宅に設置されている集積所に投棄されたものは、原則として収集しない)
	可燃ごみ (側溝汚泥)	126	市が清掃し、収集する。	・焼却後資源化	
	資源集団回収 (古紙、古布等)	8,335	団体が自ら又は団体の依頼により資源回収事業者が回収する。	・資源化	市補助金対象は、八王子市資源集団回収事業補助金交付要綱による。
事業 系 廃 棄 物	可燃ごみ	26,501	自ら施設に搬入するか、市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	・焼却後資源化	排出事業者は、分別を徹底し、できる限り可燃ごみの減量化、資源化に努めること。  なお、市施設に搬入する際には、所在地等が確認できるものを提示すること。
	可燃ごみ(実験動物死体)	6		・焼却後埋立て	
	可燃ごみで再生可能なもの(厨芥、木くず、その他民間処理施設で資源化分)	3,849		・資源化	

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力 義務等
事業系 廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ (いずれも少量排出登録事業者から排出されるもの。有害ごみは、乾電池及び蛍光管に限る。)	879	戸別収集により、可燃ごみは週2回、不燃ごみと有害ごみは隔週で委託業者が収集する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみは、焼却後資源化</li> <li>・不燃ごみは、手選別後資源化</li> <li>・有害ごみは、焼却委託処理</li> </ul>	<p>可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみに区分し、市の指定収集袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。</p> <p>排出限度(1回の収集につき、可燃ごみは40リットルまで、不燃ごみは80リットルまで、有害ごみは蛍光管 400 グラム及び乾電池1キログラムまで)を守ること。</p>
	古紙 (新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック (いずれも少量排出登録事業者から排出されるもの))	1,026	戸別収集により雑誌・雑紙、ダンボール、紙パックは隔週で、新聞は月2回、委託業者が収集する。	・資源化	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パックに分別し、ひもで縛り、事業所名又は登録番号を明記して、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。排出限度(1回の収集につきそれぞれ2束まで)を守ること。
	古紙 (新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレッダー紙、紙パック(いずれも中小事業者から排出されるもの))	512	市が設置した古紙持込み場所に、中小事業者等から持ち込まれた少量の古紙を、無料で受け入れる。		新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレッダー紙、紙パックに分別し、ひもで縛り、古紙持込み場所に持ち込むこと。

## 備考

## ア 集積所収集を行う地域等

(ア) 集合住宅(共同住宅、長屋、寄宿舎等2戸以上が集合する建築物(市長が居住者等と協議の上、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。))

(イ) 地形的に戸別収集が困難な地域

(ウ) 地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域

## イ 戸別収集及び集積所収集の排出場所

収集方法		排出場所
戸別収集		道路(私道を含む。)に面した各戸又は各事業所の敷地内の境界付近
集積所収集	集合住宅	当該集合住宅の所有者又は管理者が市長と協議のうえ、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所又は保管場所(原則として、道路(私道を含む。)に面した敷地内の境界付近に設ける。)
	地形的に戸別収集が困難な地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所(注1)
	地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所(注2)

(注1)(注2)の場所は、八王子市資源循環部ごみ減量対策課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

ウ 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。)第36条の2第1項に規定する所定の場所は、前記イの排出場所とする。

エ 戸別収集及び集積所収集の収集日は、各戸に配布する「ごみ・資源物収集カレンダー」記載のとおりとする。

オ 条例第36条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する古紙、びん、缶その他の市規則で定める資源物の収集又は運搬を受託した者とする。

カ 事業系廃棄物の分別区分中の「少量排出登録事業者」とは、廃棄物の品目と排出量を制限したうえで、排出した廃棄物を特例的に市が収集する事業者をいい、その場合、市に登録を必要とする。

キ 分別区分中(\*)のあるものが、容器包装リサイクル法に対応した分別収集品目

ク 廃棄物の搬入（運搬）先について、可燃ごみは戸吹清掃工場、北野清掃工場及び多摩清掃工場（多摩ニュータウン地域に限る。）、不燃ごみ及び有害ごみは戸吹不燃物処理センター及び多摩清掃工場（多摩ニュータウン地域に限る。）、粗大ごみは戸吹清掃工場、戸吹不燃物処理センター及び多摩清掃工場（多摩ニュータウン地域に限る。）、容器包装プラスチック及びペットボトルはプラスチック資源化センター、資源物として収集した古紙類、古布、びん及び缶については民間処理施設へ搬入（運搬）する。

また、可燃ごみで再生可能なもの（厨芥、木くず）や実験動物死体は、市に協議した上で、一般廃棄物処分業許可を受けた民間処理施設へ搬入（運搬）することができる。このほか、事業系一般廃棄物を全量資源化できると市長が認めた場合は、一般廃棄物処分業許可を受けた民間処理施設へ搬入（運搬）することができる。

（民間処理施設）

区分	施設名	所在地
厨芥	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場	埼玉県寄居町
	株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター	神奈川県愛川町
	株式会社アルフォ 城南島飼料化センター	大田区
	株式会社アルフォ 城南島第2飼料化センター	大田区
	株式会社ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場	埼玉県所沢市
	太誠産業株式会社 愛川事業所（第1工場）	神奈川県愛川町
	太誠産業株式会社 江東コンポスト工場	江東区
	株式会社日本フードエコロジーセンター 本社工場	神奈川県相模原市
	バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設	大田区
	株式会社フジコー 白井再資源化センター	千葉県白井市
	有限会社ブライトピック千葉 溝原工場	千葉県旭市
木くず	株式会社エコネット	八王子市
	恵比寿産業株式会社	八王子市
	株式会社タケエイグリーンリサイクル	山梨県富士吉田市
	比留間運送株式会社 伊奈平工場	武蔵村山市
事業系一般廃棄物	オリックス資源循環株式会社 寄居工場	埼玉県寄居町
実験動物死体	エルエス工業株式会社 那須塩原工場	栃木県那須塩原市

ケ 事業活動に伴って生じるごみは、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は、原則実施しない。

コ 条例第51条第2項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物は、少量排出登録事業者が排出し、市が収集を行う産業廃棄物とする。

サ 条例第 33 条第 1 項に規定する排出禁止物（市で収集及び処理をしない一般廃棄物）の例は、次のとおりとする。

区分	廃棄物の例
(1) 有害性の物	バッテリー、農薬、劇薬
(2) 危険性のある物	消火器、ガスボンベ
(3) 引火性のある物	ガソリン、灯油、オイル、塗料
(4) 著しく悪臭を発する物	汚物、汚泥
(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物	感染性廃棄物
(6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物	ピアノ、自動車のタイヤ・ホイール・部品、オートバイ、モーター類、建設廃材

(2) ごみ最終処分

種 類	区 分	処分年量(t)	処分方法	処分先
中間処理後の 残渣	焼却残渣	13,626	資源化	東京たま広域資源循環組合
	不燃残渣	60	資源化	中央電気工業株式会社 鹿島工場 (茨城県鹿嶋市)

(3) 動物死体の処理

種 類	処理年量 (体)	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の 協力義務等
動物死体	2,668	飼主等が自ら戸吹 清掃工場に搬入す るか、申し出により 市が収集する。	飼主等が自ら の責任で行う ほかは自動車 による	火葬	市に収集を依頼する場 合は、所轄の清掃事業 所へ連絡すること。

（４）し尿及び汚泥

区 分		処理年量 (kl)	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の 協力義務等	
し尿	常設	一般 世帯	1,017	自動車による	固液分離方式  脱水汚泥は 下水道処理 施設で焼却 後資源化	市内において、くみ取り 便所が設けられている 建築物を所有する者 は、その便所の水洗化 に努力すること。  便槽内に布切れ、その 他の異物を投入しない こと。  くみ取り口等から雨水 等が流入しないように すること。	
		事業所	300				
	仮設	344					
汚泥	浄化槽	単独	1,323				設置者等の申し出 により市が収集す る。
		合併	4,014				
	その他	200					
	雑排水	15					

備考 汚泥のその他とは、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、貯留槽汚泥をいう。





平成 30 年度（平成 29 年度実績）

清 掃 事 業 概 要

平成 30 年（2018 年）9 月発行

編集・発行 : 八王子市 資源循環部 ごみ減量対策課  
: 水循環部 水再生課  
水再生施設課

住所 : 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 : 042-620-7256

URL : <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

